

本日の会議に付した事件

平成24年第2回山元町議会定例会（第3日目）

平成24年6月15日（金）午前10時

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成24年第2回山元町議会定例会第3日目の会議を開きます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって、9番岩佐 豊君、10番岩佐 隆君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例93番により質問時間は40分以内とし、同先例95番により通告順に発言を許します。

なお、質問・答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議 長（阿部 均君）4番菊地八朗君の質問を許します。

菊地八朗君、登壇願います。

4番（菊地八朗君）はい、議長。おはようございます。まず、町長からよく質問の答弁におきましていろいろありますけれども、まず、膨大な執行に取り組む町職員の皆様、そして自治体の応援に来ていただいている職員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。今後の復旧復興は皆様の力に頼るものでございますので、やはり環境の変化等で応援にいられている職員の方々は、体調に十分留意して、一日も早い復興に取り組んでいただけるようよろしくお願い申し上げます。

さて、私は、今議会におきまして、大綱1点目として土地利用計画の観点から住まいの再建方法と支援内容について、被災者が住宅再建をするときの支援要綱について町長の所見を伺います。

まず、1件目として、被災者が住宅再建をするときの支援要綱についてですが、その中の一つ、危険区域第1種から第2種に宅地を求めたときに、被災者宅地の買い取りはどうなるのか。

2として、危険区域第1種から第3種に転宅したときの被災宅地の買い上げはどう考えておるのか。

2としまして、被災農地の集積と買い上げはどのように考えているのか。

3、防災緑地内に避難ビル建設計画はあるのか。あるとすれば、何か所でどのようなものを計画しているのか。

大綱2としまして、新市街地山下駅予定地について。

新山下駅の予定地は、先のこれまでの住民説明会において県道山下停車場線安住電機近辺と聞いていたが、現時点においては南西に大分ずれるように聞くが、その理由と住民説明との関連について町長の考えを伺います。

大綱3としまして、やっとな仮設住宅ふろの追いだき機能設置についてですが、この追いだき機能はどのような機能で、費用は幾らぐらいか。また、設置時期はいつになるか、この3点について町長の所見を伺います。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。おはようございます。

菊地八朗議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、土地利用計画についてのご質問の1点目、災害危険区域内での移転の場合の被災宅地の買い上げについてですが、被災宅地の買い上げは国の防災集団移転促進事業により買い上げていくこととなります。

この事業は、住宅の居住に適当でない災害危険区域からの集団移転を促進する事業になりますことから、ご質問のように、災害危険区域内での移転の場合、事業の趣旨に整合しなくなるため、被災宅地の買い取りが補助の対象とならなくなります。したがって、ご質問のケースでは、被災宅地の買い取りの対象とはなりません。

次に、2点目、被災農地の集積と買い上げでございますが、町としましては、土地の有効活用の観点から防災集団移転促進事業での農地の買い取りは行わず、宅地のみを買い取りの対象としております。この場合、集団移転実施後は虫食い状に買い上げた宅地が点在する状態となり、このままでは効率的な土地利用ができないことから、土地を集約する作業が必要となります。あわせて農地の正常化を図ることなどにより、生産性の高い農地の集積を図ってまいります。

次に、3点目、防災緑地内の避難ビル建設計画についてですが、津波発生時には内陸の高台に避難することを基本として現在、震災復興計画にあります県道も含めて10路線を町全体の避難路として整備計画を策定中であります。具体的には、避難路を利用する人数の推計等から配置検討を行い、県や復興庁と避難ルート及び整備内容について協議を行っているところであります。全体的な津波避難計画を策定する中で避難ビルなどの避難施設の配置や形状、規模もあわせて検討してまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、新山下駅予定地についてお答えいたします。

新山下駅の位置については、当初の段階ではJR常磐線のルートや新駅の位置が未定の状態でありましたことから、震災復興計画策定時の復興まちづくり計画図では、あくまでもイメージとして配置しておりました。去る5月23日、24日に開催いたしました地元説明会で説明した図面なども駅前に配置される施設について説明したものであり、その配置については検討中である旨を説明したところであります。JR常磐線のルートも決定しましたことから、駅舎の位置は県道山下停車場線から新田川排水路間の南北500メートルの範囲内にある新市街地内に設置されることとなります。

具体的な駅舎の位置につきましては、新市街地に整備されるメインの道路との接続も

考慮しなくてはならないことや、駅を利用される新市街地の方々や既存市街地の方々の利便性も十分に考慮し、その施設配置、交通の動線など鉄道事業者であるJR東日本と協議を行ってまいります。これらの協議結果については、適宜議会に報告してまいりたいと考えております。

次に、大綱第3、仮設住宅のおふろの追いだき機能設置についてですが、応急仮設住宅での生活が長期間になることが見込まれますことから、平成24年4月17日付で厚生労働省から応急仮設住宅の供与期間の1年間延長とあわせ、さらなる居住環境の改善方針が示され、おふろの追いだき機能の追加及び物置の設置が国庫負担により整備できることになりました。

ご質問の追いだき機能は、既設の給湯器、これは16号というタイプでございますが、これを撤去いたしまして新たに20号の給湯器を取り付けるとともに、既設のユニットバスに穴をあけ循環口を設置するもので、あわせてリモコンの配線工事及び屋外の循環配管に凍結防止ヒーター等の取り付けも行うこととなっております。

設置にかかる費用につきましては、プレハブメーカーの仕様にもよりますが、浴室が外壁に面していない場合や住宅の構造にもより床下や天井の大規模な工事を行う場合もあり、1世帯当たり最大で70万円程度を見込んでおります。

また、その設置時期につきましては、県発注分の仮設住宅分は県が施工することとなりますが、7月中旬から県北の地域から順次整備に着手する方針が示されておりますことから、本町での工事時期は県内でも最後となることが懸念されます。本町といたしましては、仮設住宅の居住環境の改善に向けて早期の着工を強く要望してまいりたいと考えております。

なお、町発注分の仮設住宅については、町がみずから施工することから、その設置費用を本議会に補正予算として計上しており、議会終了後、早急に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

4番(菊地八朗君)はい。まず、今の町長答弁によると、被災地内での土地は買い上げしないと、宅地の買い上げはしないという結論をいただきました。

しかし、きのう、同僚議員からもありましたけれども、やはりここ山元町を愛し、山元町に居住したいという、そして被災者であり地権者である住民が、何で100坪の山元町が、町が用意するその土地を、そこに行かないと被災宅地の買い上げはしない、そういう回答は住民の流出に歯どめをかけるということに全く逆流して、例えば最近の「やまもと」広報に載っている部分では、もとの場所から移転、3番目に自分で土地または宅地を確保をした場合、町内での移転としてもとの宅地の買い取りは危険区域第1種、第2種区域のみは買い上げをします。そして、その要綱の中に引っ越し費用の補助、住宅再建土地購入資金の利子配当分の補助と町民広報、「やまもと」広報でこのようになっている。

それに対して被災者が全くこの条項に当てはまると思うんですが、地権者で自分の土地だって、例えば町で100坪を用意するよと。まずここで町長の所見を聞きたいのは、町で用意する土地の単価は今まで何回かの当初の説明を聞けば、坪4万円5,000円から4万円以上の宅地となっているものですから、現在の位置に来ると、大体町で用意する宅地価格は幾らぐらいと予定していますか。

町長(齋藤俊夫君)はい。集団移転先といいますか、新しい市街地に移転していただく地価につ

いては、現在、鑑定を依頼していると、作業中であるというふうなことでございますので、もうしばらくお時間をちょうだいしたいというふうに思っておりますが、これまでの住民説明会でご説明してきている基本的な考えといたしましては、近傍の土地の価格水準程度というふうなものが基本になるでしょうというふうなことでお話し申し上げてきたところでございますが、今鑑定精査中でございますのでもう少しお時間をかしていただきたいと思っております。

4番（菊地八朗君）はい。ここまで来て町長、今、策定中だ、調査中だと。やはり被災前の単価等を踏まえて、でも被災当時、仮設住宅が建設されて入るまでは3月に被災して仮設住宅には5月から、5月の後半にはもう入居できた。このスピード感は、やはり町民は避難所1か月、5月には仮設住宅に入居できて、ああスピード、速いなと今もって。私でもやはり6月には仮設住宅に入居しました。その後の住民説明会、個人面談において、やはり何ら条件なしで被災地の土地は買い上げますよという言葉のみで走ってきて、やはり地権者である、被災者である、そしたら、やはりあのとき示された概算であろうが、約4万円弱の町の単価だったら幾ら利子補給もしますと言ったって、60過ぎてこんな700万円補てんします、補助しますとか、こういうのはよくあるけれども、5年間で700万円の利子を払えるくらいの貸してける金融業界なんてなかなか見当たらない。

そして、被災者は地権者であったら、おらの土地、ここさ町で用意するのは100坪だと。100坪以上、人によってとか要望によってという説明もあったけど、おれ持っている土地さ何で、だったらここさ建てるべと言うの。住宅買わないとかと。これは矛盾していないですか。今だったら、やはりある土地を有効利用して山元町に住みたいんだ。そのためにやっぱり町長もきのうは同僚議員の質問に対して、人口減少に歯どめのかからない状態は危惧してあるはずなんです。そこを危惧したら、いかにここに住民に住んでもらって分母を少しでも大きく守って、その中の今後の山元町に住む町民の負担率を考えたら、そういう制約がここにあったらなしに、そういうところを幅広く何とか緩和する。そして、買ってもらう、国で買い上げる、そういう方向に努力してもらわなかったら町民、がっかりするよ。今になってもう逆に転宅求める土地購入した人もいるし、そしたら今になっても何だと。この町の広報誌を見たって買ってける、買わないなんていう要綱なんかどこさも書いてない。その点について、町長、まず所見を伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。もう一度、この制度の趣旨内容を確認させていただきたいというふうに思うんですが、基本的には国の防災集団移転事業によって被災宅地は買い取りさせていただくということが基本になっておりますので、基本的にはそういうことでご理解をいただきたいということが一つでございます。

移転先については、基本的にこれも防災集団移転ということでございますので、これも国の制度によって防災集団移転の対象になった方々については、新しい移転先を用意すると。それは仮に近傍の土地価格よりも上回った場合でも近傍の土地との均衡を失しないような形での価格で取得をしていただくと、こういうふうなのが基本的な流れでございます。

ただ、山元町の場合は、今までのまちづくり、分散型の、拡散型のまちづくりをしていた場合はなかなか町民の皆様方の利便性、あるいは若い人たちが定住の促進を期待できるような魅力のあるまちづくりというのは非常に厳しいというようなこともございまして、新しい駅と一体となった市街地を形成をして、そこにコンパクトなまちづくりを

することによって生活の利便性なり町の魅力なりを高めるような、そういうまちづくりをしたいと。そういう趣旨にご賛同していただける方については、町としても独自の一定のご支援をさせていただきますということでございます。これは決してせせこましい生活を強いるということではなくて、むしろできるだけ皆さんの利便性を高めて町の経営、東西是正のコストも勘案しながら将来を見据えたまちづくりということでの取り組みでございますので、まずその基本的なところを再確認をさせていただきたいというふうに思います。

あとは、1種から2種へ移転したときの買い上げのケースとか、これはやはり先ほど申し上げましたように、制度の趣旨、事業の趣旨というものがございますので、危険区域から危険区域というふうなことでは、この事業の趣旨に沿わない移転のケースということになりますので、その点についてはご理解いただきたいというふうに思いますし、仮にきのうもご質問ありましたように、自分の土地があるという方も中にはいらっしゃるというふうに思います。いろいろ知人、友人、親類筋の土地の利活用も含めてそれはあると思います。しかし、先ほど申したような町の状況、これからの状況を考えますと、ぜひ少しでもお互いに利便性の高い快適な生活が可能となるような、そういうまちづくりにご賛同を賜ればというふうなことをご理解を賜りたいと思います。

4番（菊地八朗君）はい。それでは、町で用意する新市街地と称される場所は、危険区域何種ですか。まずその点。

町長（齋藤俊夫君）はい。新しい新市街地については、危険区域に入っていないエリアということで事業を進めているところでございます。

4番（菊地八朗君）はい。そうですかね、いろいろな場所で見ても、危険区域3種じゃないですか、再度、町長に。

町長（齋藤俊夫君）はい。町が進めている市街地形成については、3種までの区域には入っていないエリアというふうなことをご理解いただきたいというふうに思います。

4番（菊地八朗君）はい。それじゃ、宅地の被災状況を調査したと。全壊、半壊、一部損壊と宅地の居住地に関してはそのような見解で、例えば危険区域3種であって津波が来て全壊になっている。ここのこの人たちの支援、何もないと言ってもおかしくないくらい何もないんだ。宅地が解体、今時点においたら解体していますよ。しかし、ここに居住していた3種の区域の人だって津波によって住宅は全壊です。この要綱でも。自分が土地または住宅地を危険区域以外で東日本大震災によりお住まいを失った方、世帯の方の支援策、自分で土地、または宅地を確保して町内での意見、これは生活支援金の加算金しかないよと。同じ被災者だよ。基本的には1種、2種の人の宅地は買い上げです。で、3種の人さは何だと。同じ被災者だと。ここはやはり町長、この人たちにも町独自で、例えばここに来る人に150万円の支援するんだったら、やはりこの人たちにも何らかの支援策も町長は考えるべきだと思うんですが、町長の所見を伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。防災集団移転事業の趣旨を踏まえてこの事業を推進しようとする場合、どうしても一定の対象の範囲というものがございますので、残念ながらすべての方に一律の支援策が講じられる内容にはなっていないわけでございまして、区域そのものの設定、これまでもご説明してきましたとおり、津波の浸水深、それと被害の程度を勘案した中での区域の設定というふうなことがございますので、基本的にそういう考え方をご理解をいただかなくちゃいけないという部分がございます。

どうしてもいろんな制度を運用しようとするときにボーダーラインという部分がどうしても出がちな部分がございます。町としては、できるだけ被災者を支援すると、救済するという立場でいろんな場面で判断すべきだろうということでこれまでやってきているわけがございますけれども、具体の個々のケースにつきましては、ぜひご相談いただいてどういうふうな対応がどこまでできるのか検討させていただきたいというふうに思いますが、基本線はそういうことだということでご理解を賜りたいと思います。

4番（菊地八朗君）はい。まずね、町長、国でもどこでもこうやってやってきているのは、被災者、大震災なんだというのを頭に置いて、町長が言う住民の安全・安心を第1に念頭に確保という部分はわからないわけじゃないんですけど、被災者の支援だと。これを第1にまず置いて、町内、山元町町民をやはりいかに早く町に、先ほど言いましたように、本当に仮設住宅のときは早かったよ。そこから、住民仮設に入れてしまったら終わりじゃない。仮設住宅から一日も早く復興・復旧に向けて町民自体も動こうとしているとき、こういう施策が要綱の中にいろんな制約が出てきた。だったらこの制約を取り除く努力をして、一人でも早く土地の買い上げ、被災者、住宅は失っているんですからこの人たちへの本当の支援をするような施策に取り組むという、まず町長にそういうところ、その制約をいかに国、県、どこにでも一生懸命行って町民が一日も早く復興、そして土地利用ができると、こういう方向に努力するという町長のまず1点目の決意を聞きたい。

町長（齋藤俊夫君）はい。被災者支援についてさらなる努力をということでございますが、きのうも触れさせていただきましたように、例えばその長期避難世帯の住民について相当程度の被害が確認されているというふうな部分については、できるだけ集団移転の対象になるようなエリアの見直しなども検討しているところでございますし、3種区域からの移転につきましても、これも崖地建設等の危険住宅移転事業というふうなことで対応していきたいと。さらには、町単独で被災した住宅団地での宅地防災工事を行う際へのご支援と。いろんな形で町としても独自の支援、さらには今、ご指摘のありましたような国県に対する支援策の充実強化、これにつきましても町村会なり、あるいは県内サミットを通じましていろいろと陳情、要望しながら今日まで来ているという状況でございます。直接ご指摘のあった災害危険区域絡みの案件はもちろん、多方面にわたりましてこれまで各種の要望、要請をしてきた中で、いろんな形で被災地の意向が取り入れられるような、そういう制度改正にこぎ着けてきているというふうなことでございますので、現状に甘んじることなく、引き続き町村会等、県などとも連携を強化しながら少しでも支援につながるような施策の実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。

4番（菊地八朗君）はい。きのうの同僚議員の説明にもありました。来月の4日、新たな住民説明会に向けての個人面談等で説明するという答弁もありました。この被災地、町長、こういうふうにするんだよと。やっぱりいろんな制約、そして、県国にも要望して拡充。そうでないと住民、町民がほかの地域に離れるのに拍車かかるんだよ。ますます、本当にちゃっちゃとほかさ行ったが全部被災、土地も買ってくれる、何ら心配することはないんだと。そういうことにつながってしまうから、やはり住民説明会等々がある場合には、やはりここまでは一生懸命県国に要望し、土地の買い上げ等はこうなるから心配しなくていいよと。

大体住宅再建する人は、被災地の土地の買い上げ、大体75から80だと。その比率

はその前の単価では、個人面談のときは大体1万5,000円から50パーセントでこんなもんだよと知らされている。そうすると、その再建計画の中に「おらいではこのくらいあるから大体これさプラス、どこからも借金借りられないけど、何かあるもの全部合わせても何とかこれくらいだったら土地買わなくてもある土地だったら建てるべや。そして山元町に住む」と、こういうことでやっているんだから、早く、一日も早く、逆にそういうふうな計算で進んだ町民もいるんですからね。そこは配慮して本当に一日も早い回答をお願いしてわかったと、それに一生懸命すると、再度町長の確認をして1件目の質問とします。

町長（齋藤俊夫君）はい。被災者の皆様が一日も早く仮設住まいから抜け出せるような、そういう取り組みを急ぎたいというふうに思いますし、具体的にはなかなかまとまった形で、そしてまたより精度の高い考え方をお示しできなかった部分もあるわけでございますけれども、7月初めに予定している説明会では、生活再建に向けて全体がわかるような形を整えながら、そしてまたその資料を使っていただいて簡単に試算ができるような、そういう準備をしながら被災者の皆様が引き続き町内にとどまっていられるように、そしてまた、町が進める三つの市街地を中心としたところにぜひご理解、ご賛同いただけるような、そういう説明、対応をしてまいりたいというふうに考えております。

4番（菊地八朗君）はい。続いて2点目の被災農地の集積と買い上げについてですが、やはりきのうの質問で、同じ宅地内でも宅地となっていない部分の面積も課税標準宅地として見直して買い上げるという回答をいただいたと私は聞いていて理解しているんですが、やはりこの背景には、浜通りというか、最初上下水道、下水道をするとき何年になるか、負担金は宅地面積にかかっているわけだ。そうすると、どっちかといったら、今被災した農家は宅地大きかったわけです。その負担金が高いからといって分筆とかいろいろしているんだから、その配慮をしながら、やはり農地の集積、そして買い上げという同じ宅地内でも農地の買い上げという部分には本当に標準課税、宅地と。宅地と少々上乘せの値段はあってもやっぱりそこはみなして買い上げてもらう。そういう方向で見えますという、まず町長の所見を伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。買い上げ宅地の買い取り対象エリアの考え方ですが、確かに今ご指摘あったように、それぞれの所有者の方、工夫しながら宅地といいますか、敷地の利用をされてきている経緯があるようでございます。町としましても、他の被災自治体と宅地の買い上げについてバランスを失しないような形でやらなくちゃいけないということもございまして、県の方にいろいろ問題提起をしております。県の方で被災自治体の個別具体の状況を集約しながら、できるだけ統一性のとれた宅地の買い上げについてさらに検討を深めていただいておりますので、その辺も参考にしながら、また今、ご指摘いただいたような下水道の負担金の問題等々、個別具体の情報なども参考にしながらしるべき買い上げができるように努力してまいりたいというふうに考えております。

4番（菊地八朗君）はい。ぜひやはりそういう方向で進んでほしいということで、まず次、3番目に移ります。

防災緑地内への避難ビル建設計画についてですが、今、町長の答弁では、避難ビルなどの避難設置の配置や形状、規模もあわせて検討していきたいと、検討したいと。我々住民に対しては、防災緑地はこうあってここさ山っこがこうあって10メートルの山をつくってこうするんだと。ただし、その説明の中で何で今回取り上げたか。最初ちょこ

つと防災緑地に避難ビルという言葉が出ただけけれども、その後、ずっと避難ビルという言葉が薄れてきた。ここに農地が残ったらそこで働く人が将来的に出てくる。だったらやっぱり避難ビル、いつ来るかもわからない津波、地震、そのときにやっぱり避難ビル、そしてこんな問題はとっくに、我々に1回目の説明からしたら約1年半なんだ。そしたらここに対して考えてみますじゃなくて、こういうものを検討しています、こういうものですというぐらい提示できるぐらい、そこまで進んでいないんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答え申し上げます。去年は12月までのご案内のとおり、復興計画、これの取りまとめ、それに対する住民説明会、議会対応ということで計画の策定に時間を割かれてきたと。ようやく新年度に入りまして新年度は計画の骨子をいかに具現化していくか、そういう段階に入ってきているということで、いろいろその調査なり測量なり、そういうたぐいの業務を推進するのが24年度だということでございまして、そういう流れの中でより精度の高いといいますか、見える形で防災緑地であり避難ビルであるというものを順次お示しをしていかなくちやない、していけるという、そういう段階になってきているということでございまして、決して避難ビルを検討してこなかったということではなくて、これから検討に入ると、今入っていると、そういう段階に来ているということをぜひ共通理解をお願いをしたいなというふうに思います。

ですから、今の段階で、きのうの国道沿線等の避難スペースの確保なんかも含めまして具体的にどこにどれだけという形で残念ながらお示しできるタイミングではございませんので、基本的な調査、検討がある程度、進んだ段階で理解なり、住民の皆様にもご説明を順次させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

4番（菊地八朗君）はい。県道も含めて10路線の町の全体の避難路、そして整備計画とあります。やはり今、本当に高齢化率が上がって、きのう、おとといも交通事故、交通事故、交通事故、交通事故と。車の量も多いんだけど、あと今乗ったことない人も車を使わざるを得ない状況にあって交通事故、非常に多い。そんなときに今度は磯から牛橋まで山元町、本当に長く被災者が、今度、漁業するときどこさ行くべ。やっぱり被災地。そしたらこの避難ビルというのはなくてだめだから、こういうものをつくるんだよ本当に一日も早く示してもらって、町民にやっぱり復旧・復興で地元に戻る。その人に安心を与える。ここでそういうことの要望というか、そうしなければならない。経験豊かな副町長が今度は5月21日付で山元町に新たに来て、ここ山元町、22行政区あるんですが、ぐるり1周ぐらひはだれか案内して見てもらった。その感想を1回、ちょっとお聞きしたいなと思うんですが。

副町長（成田隆一君）はい。齋藤町長から拜命いたしましてもう少しで1か月になろうとしておりまして、職員からもいろいろレクチャーを受けながら勉強させていただいているところでございますけれども、まず、感想といたしましては、非常に気候温暖で地形がバランスのとれた町だというふうに感じております。

もう一方で、被災の状況からいたしますと、マスコミ等で報道されておりますように、三陸の方は非常にセンセーショナルに報道されていますけれども、山元町は、先ほど先生、おっしゃってございましたように、仮設住宅への移行が非常に速くスムーズに進んでいるということで、余りマスコミには取り上げられなかったのではなからうかなというふうに私自身、とらえておりまして、その中で赴任いたしましたら、被害が非常に大き

いというふうなことで、それに関しましては早急に復旧・復興をしなければいけないなというふうに関心しております。

そういう状況の中で今計画が策定されて、これから実際の事業を執行していくという中で、この事業の執行は確かに計画を一気に実行できると非常によろしいわけですが、やはりこれには予算とマンパワーと、それから我々、計画を実行する側だけでなくそれを受注する民間の受け皿というふうなことのバランスというふうなものもございますので、今、町長、縷々ご説明していただいておりますとおり、私どもも気持ちは非常に速く進みたいというふうに関心は焦っておりますけれども、やはり町をつくるには基盤をつくり、その次、受け皿をつくり、そして生活を取り戻さなければならぬというふうなことで、ある意味で順番に進めていかなければならないことも私自身も今までの経験の中からそこをきっちり進めていかなければならないと、こういうふうに関心しておりますので、先ほど来の町長の答弁のとおりというふうに関心しております。どうぞよろしく申し上げます。

4番（菊地八朗君）はい。まず第1に四方を見て本当に山元町はいいところだと感じて、今後のやりがいがあると思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます、手腕の見せどころでございます。

そういうことでございますので、やはり避難ビルの建設も今後のこういう形状でこういうふうにつくるんだと。だから、皆さん大丈夫、万が一のときには安心だからここに戻って、早く戻れるようにおれたちも頑張るからね、町民の人、安心して下さいと、これぐらいの決意を持って、スピード感を持って、やはりP D C Aの活用等も踏まえて人材パワーと、やはりそういう活用もP D C Aは必要だと思いますので、ただ震災、震災という懸念されるのは、ある業種の部分が停滞していくという形、例えばここで危惧されている心配事項の一つだから、議長許すかな。

タクシーが、ぐるりん号、ただだから、みんな、ぐるりん号に乗ってタクシー、さっぱりのお客さんないよと、こういう懸念もありますので、これは今後、考えていくことで、そういうことで、追加、余計なとか、なりましたけれども、そういう配慮も自共とか、共同の生活ということでお願いしまして、避難ビルの建設をお願いしたい。

次の質問、仮設住宅の追いだき機能という関係に入りますが、いや、びっくりしましたね。仮設住宅の、我々も一日も早い追いだき機能、私もいっぱい要望してきた。したら、北から始まっていつなるかわからないと、山元町には。いつに来るかね。

そして、費用が70万円ぐらいと。そして、そのとおりだと思うのね。費用についてはびっくりしているけど、住宅形状によってはどんな工事をしていいかわからないよと。町の方はいいけれども木造で立派な住宅だから、ただし、大体多いのは県発注の仮設住宅、多いんだけど、床下からプレハブの底まで10センチぐらいしかないところもあるんだから、そうしたらそのところに対してどうするんだと。

ただ、本当にやはりここまで来てやるとなった以上は一日も早い追いだき機能の設置を求めて、余り追求はしないんだけど柔軟性、例えばこんなに70万円かかるんだら仮設住宅の町民、今になったらこの70万円、新たな建設費に、住宅再建さこの70万円、使わせてねがと。どうせせっかく付けた追いだき機能、給湯器だってぶっ壊してこいつ、どこさが投げてごみになるのか、買い取りさせるのか、下取りさせるのかはこれからのあれとして、これぐらいの費用だったら、場所によっては50万円で終わる

ところもあるけど、50万円くらい、それだったら住宅再建の費用とか、盛り土に例えば150万円の使い方ということで、きのうも同僚議員からあったけど、それプラスこの70万円というのは大きいからね。そういうものにこの費用として、こういうものを、制約、またこれには制約とか、その機能とか、出てくると思うんだけど、これに対する流用をやはりもう一回、今から行われる準備、どうせすぐつかないんだから、住民説明会とか、個人面談等、いろいろ説明の場所で、やはりそのニーズを聞いてどのような扱いにして、やはりこれも考える一つの手法という取り組みをできるかできないか、町長、お願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。追いだき機能の設置、基本的にはこれは各被災地の要望、意向を踏まえた形での今回の実現ということだろうというふうに思いますので、個々の皆様の今回の追加整備の考え方については、いろんな考え方があるというのは私も承知しておりますが、被災地全体を集約した中での措置ということでご理解賜りたいというふうに思いますし、今度は町内の各仮設、各世帯ごとの考え方もいろいろあるわけでございますけれども、町としては、基本的には今ご利用になっている世帯、全体に対してこれを設置する方向で取り組みたいというふうな考え方でおるところでございます。仮設住宅からの出入りの関係もございましていろいろ調整に難しいところはありますけれども、基本的にはおしなべて設置を前提として取り組みたいと。

また、あるいは各世帯の工事の施工の具合ですね、これも今言われたようにいろいろ支障があるケースなどもあるかというふうに思いますけれども、それは個々の世帯をきちんとチェックしながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

4番（菊地八朗君）はい。一応そういうことでニーズにこたえると、要望にこたえるように進むという答弁をいただきましたけれども、一番がっかりするのは、基本的には設置に向けて取り組むんだけど、北からやってくるから山元町、本町においては工事時期はちょっと心配されるよと。それもやはり配慮して、いつも何かの工事だったら、JRでも両方から攻めるから同時に同じくらいでできるんだという、こういう回答で、何も北からと決まっていない。南がらだつてしろと。どっちも堂々と並行してやっていくと、南から進んでいくと速くなるからね、県内でも。そういう方向づけもやはり町長、せっかくやるという方向に働きかけてそっちに進んでもらうということで、町長の回答をいただいて私の質問ということで、町長、まずその前に、やはり町長は県で培った経験と実績を持ってスピーディーな復興を本当に期待しているんだから、頑張ってもらおうような、そして頑張りますという回答をもらって、JR山下駅の、おれさ答弁書、きのう、来るの遅かったんだ。

もう1件、新山下駅。町長、頑張るといふ。

議長（阿部 均君）追いだき関係の回答ね、最初ね。

町長（齋藤俊夫君）はい。追いだき機能の施工する順番の絡みですけれども、寒さ対策というふうな基本的な対応の追いだき機能の設置でございますので、山元町だけ考えれば、ご指摘のような形で一日も早くということで私も努力してまいりたいと思っておりますが、いかんせん、ご案内のとおり、なかなか資材、品薄感というふうな部分もございまして、人手の確保ということもございまして全体調整も当然、必要でございますので、その辺も踏まえながら町としての対応の努力はしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

くどいようでございますけれども、町発注の分についてはできるだけ早くやるように、これも努力してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

4番（菊地八朗君）はい。続いて大綱第2の新山下駅予定地についてお考えをお伺いします。やはり今までもJR問題に関しては町民の通勤通学、その観点からもいろいろ今までも町長に対し町執行部、そして要望もしてまいりましたけれども、具体的に最初は何度もずれるようだけど県道山下駅前線を、そしてその近辺だということで、当初あそこで安住電機の駐車場を借りて山下駅復興とか、復興祭とか、こうやって一生懸命町民やったんだよ。そしたら今、何だかしゃねけんども答弁によると、JR路線も決定する、まだ検討中、調査中で今から杭打ったり調査する段階だと我々はきのうまではそう答弁の中で聞いているんだけど、決定をしたことから新市街地の位置、新駅舎の位置ということで、大体新駅舎をずれるということなんですけれども、町長に対して、町長というか、執行部に対して我々は、これくらいずれるんならずれると住民説明会においても説明しろと、全員協議会等、そういう何度も話しているつもりなんですけど、どの程度ずれて、どういう駅舎の核というか、地図は出して見せてもらったけれども、あの辺だということを大体どこいらなんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず、ルートも決定したというふうなことからちょっと説明させていただきたいというふうに思いますけれども、このルート決定という意味合いは、JR、県と三者で覚書も締結した中で、内陸への移設ルートが決定をしたというふうなことでございまして、ここからここまでの幅で決定したというふうなことでは決してございません。そういうふうな意味合いでのルート決定と。領域でいえば現在のそれぞれの領域からおおむね1キロなり1キロ200程度西側にルートが、駅舎が移設されると、そういうふうなニュアンスでございまして、これまでもルートにつきましては幅が決定していないということで大き目の幅でルートをお示ししてきて、それがだんだん線が狭まってきているというふうな状況でございまして、具体にはきのうもお話しさせていただきましたように、今月24日のJRの説明会の中で地権者の皆様方に用地の測量、立ち入り等のご理解をいただく中で決まっていくということでございますので、よろしく願いたいというふうに思います。

それから、全体の駅舎の位置の考え方でございますが、一番最初に復興計画の中でのイメージといいますか、土地利用図の中で市街地形成、三つのエリア、大きな丸で囲んでおったわけでございますね。この辺にというふうなことでスタートしてきたわけでございます。それがだんだんお話ししましたJRの内陸への移設のルートの決定などとも相まって、例えば山下でいきますと、山下駅から真つすぐ西の方に1キロないし1キロ200ぐらい移動するというふうな理解がなされてきたのかなと。そうしますと、限りなく県道停車場線に近いところにややもすると駅ができるんじゃないかというふうに皆さん、お考えのような声も私のところにも届いております。

ただ、新しい市街地形成を考えた場合は、今の県道停車場線からの出入り、あるいは新田川からの出入り、そしてまた住宅全体の中心性といいますか、そういうふうなことも当然でございますので、必ずしも県道停車場線のすぐ脇ということにはならないのかなと。先ほど申したように、停車場線から新田川の南北の距離が500メートルでございますので、中心を走る縦横のメインになる道路との兼ね合い、あるいは駅広なり駅前の駐車場とか、商業施設とか、いろんな関係を考えながら最終的にしかるべき場所に駅が決

まっっていくんだらうというふうに思うわけでございまして、先月23、24の説明会の中でもあくまでもイメージというふうなことでお示しをしたのがございますけれども、これはあくまでもイメージでございまして、今後、500メートルの幅の中で今申し上げましたようなことで具体の位置を検討して決めてまいりたいと、そういう段階でございまして、その辺、ご理解をお願いいたしまして答弁いたします。

4番（菊地八朗君） いつもなんだけど、例えば住民説明会、そういうところさ地図をぱっと張っておいて、新山下駅と。イメージだから丸っこ、大き過ぎるんだよ。イメージ、はい、この辺ですと。あの丸、地図を見たって4センチと、こうあるからね。4センチって、あの400分の1の地図で4センチといたら1キロ超すんだよわ。で、500メートルですと。いつ見ろ見ろと。あとこの間の説明会でも後ろの方に地図、JRの路線等も張ってありますので見てくださいなんて言ったって、説明している間、後ろに行ってみる住民、いないって、なかなか。よっぽど関心のある人は帰り方、出るところ、見ていく。もう少しこれから具現化というか、そういうふうに見えてきた。この位置だって言うけど、丸っこく、イメージも大体確定に近いイメージだと。小さく書いて地図、みんなわかるように大体ここなんだと。本当にわかるくらい、イメージだったらイメージと言ってあんな4センチぐらいの大きな丸っこ書かれたって、ここの範囲というか、あっちからあそこ、駅前線から新田川通っ越して、あの辺まで含むからね。そうすると、さっぱりイメージ、これはあくまでもイメージですと。今後、調査立ち入り、地質調査等で変わるんだと言っても、この時期に来たら、やはりJRは本当に新山下駅というのは、浜吉田駅は出されたように、みんな町民、関心を持っていて、人をとめるのはこの駅が一日も早く復旧することだと思っておりますから、やはりもっと今後小さく、本当にもう確定に似たイメージ図を出すということで、まずその答弁をいただきたい。

町長（齋藤俊夫君） はい。大きな事業になればなるほど、ご案内のように、例えば基本構想とか基本計画とか実施計画とか、段階を追って内容を精査、吟味していく。いわゆる段階を追わなくちゃいけないわけでございます。そういうことで今ご指摘いただいたような形で、ある段階では大きな丸の中におおむねこの辺という形、そして今の段階では土地利用のイメージを描く中でおおむねこの辺かなと、そういう段階的に絞り込んでいくと、そういうプロセスをたどっている段階でございまして、できるだけ早目に皆さんの意見も集約する中で位置決めをJRにさせていただけるようにしてまいりたいというふうに思っています。

4番（菊地八朗君） はい、議長。やはり今まではある程度のぼかしというか、こうですよというものわからないわけじゃないんだけど、今、町民、復興組合とか、この田んぼ、いっぱい整地さ行っている人の町民の中で、「大体ここ、JR路線なんだと」、「いや、ここがや」、「こうずれるのかや」とか、そういう話で持ち切りだそうです。そうすると、ここいら何ぼになるんだとか、そんな話で持ち切っているのはいいんだけど、それもやっぱりここまで来ていると、JR、片や吉田駅は1年以内でこうなるんだと。そうしたら、山下駅も早くしてほしい。その要望が、そして希望があるからこそ、どこでもいいんだけど早く開通だと。その夢を持つためにも、やはり今まではそうだったけれども一日も早い、小さくここだと示すよう町長、そこに取り組むというJRとの関係もありますけれども、早急にそういうことで示したいという決意をもらって私の質問を終わりますので、決意のほどをよろしくお願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。現在、市街地、新市街地の整備に向けた測量なり調査事業を24年度事業で進めておりますので、要所要所で素案ができ上がってきますので、そういう段階において議会なり、町民の皆様に少しでもイメージを共有していただけるような、そしてまた、その精度が時間を追って高められる取り組みをしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。終わります。

議 長（阿部 均君）4番菊地八朗君の質問を終わります。

議 長（阿部 均君）ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午前11時05分 休 憩

午前11時15分 再 開

議 長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）11番伊藤隆幸君の質問を許します。伊藤隆幸君、登壇願います。

11番（伊藤隆幸君）はい。ただいまから一般質問を行います。1件目は亘理駅直行バスについてであります。

東日本大震災に伴う津波被害により、常磐線亘理駅以南が壊滅的な被害を受けました。利用者の利便性を図ることを目的に山元町独自の町民バス亘理駅直行バスが運行されています。坂元駅停留所、宮城病院前停留所、山下駅停留所の3駅停車で運行されており、山下駅（山元町役場）より北部において北部にお住まいの方々からぜひ停留所を設置してほしいとの願いがあります。例えばナガワ仮設とか、山下第一小学校前、この件について町長の所見を伺います。

2件目は、山元町定住促進事業補助金改正についてと定住化政策について伺います。

東日本大震災の発災により、本町でも今回は甚大な被害をこうむりました。震災前と同じように本格的な暮らしの回復のためには、生活の拠点となる住宅再建が求められています。震災被害者の方々にはその助けとなる山元町定住促進事業補助金交付要綱だと思っておりました。ところが、昨年発災直後、平成23年4月11日告示とする改正を知り、この改正した理由とこれからの町民が本町にとどまる政策等についてお伺いします。

以上2件にわたり私の一般質問といたします。

議 長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。伊藤隆幸議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、亘理駅直行バスについてですが、ことし4月2日から町民バスである亘理駅直行バスを亘理駅・坂元駅間で運行開始し、4月から多くの町民の方々にご利用いただいているところであります。

この亘理駅直行バスは、常磐線不通に伴うJR代行バスを補完するものとして運行を開始し、特に町民の要望の高かったJR亘理駅始発便への接続や、JR亘理駅着の最終便への接続を行い、通勤通学者並びに今まで車で送迎されていたご父兄の負担軽減を図るため、亘理町のご理解をいただき実施したものでございます。

また、鉄道代替の直行バスとして運行することにより、仙台駅等までの乗り継ぎの利便性の向上や乗車時間の短縮に大いに寄与している状況にあります。山下駅・亘理駅間

に新たに停車駅を設置することについては、国道6号の交通事情や停車時間の関係から定時運行及び所要時間の短縮に影響を及ぼすことが大いに考えられますので、当分の間、現行の停車駅での運行を行いながら今後、バス利用者のニーズの把握に努めてまいりたいと思います。

次に、大綱第2、定住促進事業補助金改正と定住化施策についてですが、山元町定住促進事業補助金は、人口減少に歯どめをかけ、さらには人口増加を図る方策として平成20年度に制度創設し、新たに住居を取得する新婚、子育て、新規転入者の世帯を対象に補助金を交付して定住促進を図ってきたところであります。これまでの4年間に78世帯が利用しており、中でも子育て世帯は全体の約半数を超え、またゼロ歳から14歳までの年少人口の転入者は47名を数えるなど着実に成果を上げてきております。

ご質問のありました平成23年度の本要綱の改正については、2回の改正を行っております。昨年4月の第1回の改正は、より利用しやすく魅力ある制度にするために対象者の拡充と交付額の増額について改正を行ったものであります。内容としましては、新築住宅の補助について、若年層の住宅取得の促進を図るため、子育て世帯の子の年齢要件をこれまでの就学前から高校生までに引き上げ、新婚子育て世帯の建てかえも対象とし、あわせて加算額を増加したところでございます。

また、地域経済活性化の観点から町内の建築業者によって建築した場合、及び新たに土地を取得した場合の加算額の引き上げを行いました。中古住宅の補助についても新築住宅と同様に新婚子育て世帯に対する加算額を適用することとし、町内事業者による改修工事を行った場合にも補助金を交付することとしたものであります。

民間賃貸住宅建築の補助については、現在の民間アパートの需要及び子供が成長してからも住み続けられる居住面積を考慮し、子育てに適したゆとりある間取りの住宅を建築した事業者には、面積に応じて段階的に加算額を増額し、あわせて町内建築業者によって建築する場合にも面積に応じて段階的に加算額を交付することとしたものでございます。

2月の2回目の改正は震災時に町内に住所を有し、被災し住家を失ったことにより被災者再建支援法に規定される支援金の支給を受けた方に対し、新たに土地または住宅を求める際に当該事業の補助金の交付を制限する内容としております。これは東日本大震災により住宅を失った方が住宅を再建する際に150万円を補助する支援制度を別途創設することから、補助の対象が重複しないよう要綱の改正を行ったものであります。

震災後、町外への人口流出は続いておりますが、町民を町に引きとめるには魅力あるまちづくりが必要と考えております。震災前も人口減少、少子高齢化の問題はありました。それは集落が分散した形の町であったために商業施設が立地しにくい環境であったり、公共施設が利用しにくかったことが、若い世代が町から離れていった原因と考えております。

震災復興計画ではコンパクトで質の高い市街地形成をまちづくりの方針としております。ある程度、集落を集約することで商業施設が立地しやすくなる。また、公共施設も集中して整備することにより、若者も住みたくなる、また高齢者にとっても歩いていける範囲で用事が足せるような快適で便利な町となります。このような魅力あるまちづくりが何よりも人口流出の抑制になると考えておりますので、復興まちづくりを早期に実現するよう鋭意努力してまいります。以上でございます。

1 1 番（伊藤隆幸君）はい。確認しながら再質問いたします。

先般、特別委員会の席上で何日間の利用者の状況が示されたわけですが、現在の利用者状況の説明を求めたいと思います。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。乗降バスの最近の利用状況でございますが、4月、上り下り合わせまして利用者数1,412名、5月でございますが1,724名、6月は水曜日、おとといでございますがその時点で829名ということで、合わせまして3,965名の利用をいただいているという状況でございます。私からは以上でございます。

1 1 番（伊藤隆幸君）はい。今の答弁で、先般、4月2日から4月11日までは利用者数が242名ということで回答いただいております。さほど、私の今感じたことは809名、大分周知ができてきたのかなと思っています。この町民バスは何のため、走らせた目的は、私、理解していますけれども改めて質問いたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもお答え申し上げましたとおり、今、常磐線が普通になっているということでJRバスが走っているわけですが、浜吉田駅なんかについては、国道から浜吉田駅までの往來の時間などもあったりというふうなことで、亘理駅までのアクセスあるいは時間、亘理駅等の乗り継ぎ等も含めまして従来よりも仙台方面への所要時間がかかっているというふうなことがございますので、少しでもその辺を短縮を図りたいということでございまして、亘理町のご理解をいただきながら町の直行バスを走らせることによって時間の短縮、そしてまたご父兄の送迎の負担の軽減、緩和と、そういうふうなことで運行をしてきているところでございます。

1 1 番（伊藤隆幸君）はい。今、町長の答弁で理解したわけですが、被災者支援、その大きな目的は被災者支援、両者の利便性を図ることを目的としたと私は理解しています。役場より以南の方々にはそれでもよしとするような形で、以北の方、どういう形で被災者支援を考えているかについて伺いたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。町の北側のエリアの皆さんの支援というふうなことでございますけれども、時間の短縮をまず優先してというふうな部分がございます、これについては町民の代表の皆様で構成している検討委員会の中でもいろいろと意見を集約しながら、まずは当面こういう形での運行を当分やってみましょうというふうなことで落ち着いた経緯がございますので、そういう声をまずは基本としながら、当分の間、今のような形での運行を見ながら今後の検討につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

1 1 番（伊藤隆幸君）はい。今のお話で理解したわけで、時間短縮、今、私は亘理駅にはちょっと用事というか、そういう部分であるんですけども、バスを利用したことないんで、現在、所要時間、教えてください。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。直行バスの所要時間でございますが、いわゆる浜吉田駅を経由しないということで、朝の便でございますと33分ということになっております。以上でございます。

1 1 番（伊藤隆幸君）はい。坂元停留所から亘理駅までですか、33分、確認します。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。そうでございます。

1 1 番（伊藤隆幸君）はい。今、例えばナガワ前でとまったらば、私の推測というか、その部分で2、3分、所要時間プラスになるやに思いまして、総時間は35、6分で亘理駅まで到着するような形で私は推測しているんですけども、そういう検討はなされたことはあ

るやないかを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。担当課長の方からお答えさせていただきます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい議長。直行バスにつきましては、先ほど申しあげましたように3分という所要時間でございまして、JRバスが42分と、朝の便でございまして、この9分間の時間短縮というのが非常に大きいものと考えておりまして、そういった意味では優位性をできるだけ保ちたいということがございます、直行バスという性質上。そういったことから基本的には今の停留所のままで運行したいと考えている次第でございます。

11番（伊藤隆幸君）はい。JR代行バスは大型車両ですよ。今現在運行している山元町独自、リースだと思うんですけども、9月に新しいバスを買うということでこの間、承認したわけですけども、大型と中型のマイクロバスでは運行時間に、信号等々というか、ナガワに回っても私の推測では3分ぐらいかかるかと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。これも担当課長の方から答えさせていただきます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。今おっしゃられたとおり、3分、4分という時間をかけますと、JRとの接続という問題もございましてそこに接続できなくなる可能性もございまして、現時点での時刻表で運行したいと考えております。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。朝、少し早く運行すれば、それは解消されると思います。その辺はどうですか。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長、現時点で朝の便でございまして、第1便で坂元駅発5時10分でございますので、それをさらに早めるというのは、朝の10分、5分というのはかなり大きいと思われまして、現時点の時刻表を保持して定時運行に努めたいと考えております。

11番（伊藤隆幸君）はい。企画課長の言うこと、私、わかります。であるならば、この日中の便は考えられないですか。

議 長（阿部 均君）これは町長ですか。（「はい」の声あり）

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的に時間短縮というふうなことでございまして、亘理駅から遠い方は朝起きの時間の関係もあるわけでございまして、その辺はご理解いただいたものかなと思うんですが、一つは町内を回っている、循環しているぐるりん号、これとのアクセスを少し工夫する余地がありかなというのは全体的に共通した検討の視点になるかなというふうに思います。

日中の便に限ってというふうな部分、これも一つのアイデアかなというふうに思いますが、いずれご指摘を踏まえまして検討委員会の方のご意見なども再確認しながら、どういう形での見直しが可能なのか、これは少し検討させていただきたいというふうに思いますが、当面はこの形で運行を、実績を積みさせていただければなというふうに思いますが、利用者あつてのバスということでもございまして、その辺は大事にしながら検討させていただきたいというふうに思います。

11番（伊藤隆幸君）はい。今、町長から利用者あつてのバス、私はそれに反論します。利用者あつてのバス、利便性を高めることであれば、利用者はますますふえると思います。その件について町長に質問します。

町 長（齋藤俊夫君）はい。どういう形で運行するかというのは、先ほど来から申し上げていると

おり、直行バスを設置しなくちゃならない状況を踏まえた場合に、少しでも時間の短縮になると。特に繰り返しますけれども、亘理から遠い坂元エリアの皆さん、そしてまた亘理駅に近いエリアの皆さん、それぞれ朝夕の時間ございますのでその辺を念頭に入れ、なおかつご父兄の方のご負担ということも総合的に勘案した今の運行の考え方でございますので、まず基本となるところをしっかりと共通認識しながらやりませんと、直行便の持つ意味合いというものがちょっと薄れてしまってもまずい点もございますので、そういうことでひとつ総合的な判断をさせていただく中での運行ということでございますので、ご理解を賜ればありがたいというふうに思います。

11番（伊藤隆幸君）はい。今、町長から説明あったわけですがけれども、同じ被災者でもってこのバスの購入費用、2,080何がしの金額がかかるわけなんです。提案理由は利用者の利便性を図ることを目的に町民バス、亘理駅直行バス運行とあります。この部分で2,080万円何がしのお金を、2,000万円といたら大金です、本当に大金です。被災者にとっては、北部に住んでいる方といえども多少被害を受けています。先般、私のところに電話がありました。こんなにお金かけてバス走らせる必要あるんですかと。この財源はどちらの方から来るんですかと。このバスを購入することは、復興資金絡みでクリアに私は理解していますから、その件でそういう形で説明したんですけれども、北部の住まいの人、何で見捨てるというか、「おらいでも被害は受けています。その部分で町長はどう考えているんですか」というような質問でした。その件に関して町長から説明をお願いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。被災者の皆さんのご不便というのは、いろんな側面でのものが個々におありだろうというふうに思います。今ご指摘の部分でいえば、亘理駅からの距離、時間を考えた場合に、やはりより時間かかっている方々を中心に少しでも朝夕の時間を短縮できればと。これはどうしても一定の方向から運行するわけでございますので遠い方はどうしてもバスに乗っている時間が一定の時間、ございますし、また駅に近い方は一定の時間、短いということもございますので、その辺を勘案していただきまして、これを満遍なくやろうとすれば、まさに各駅停車になってしまうわけでございますね。そういうことでその辺の前後関係をご理解いただいて、必ずしも被災者の方、すべての施策が満遍なく均等になるという、これは基本的にはそうしなくちゃならないというふうに思いますけれども、物によっては多少不都合な部分もあるということでございますので、まずは運行状況を見ながら改善すべきところがあれば、できるだけご要望にこたえるような形で進めてまいりたいというふうに思います。

11番（伊藤隆幸君）はい。みんなが公平になるということはなかなか難しい。そのように私は理解しました。そして、今度の広報「やまもと」6月号、「町民バスぐるりん号の利用状況等のアンケート調査を実施します。今後、さらに利用しやすいぐるりん号並びに町民直行バスについて全世帯からアンケート調査します」というような内容が書かれています。このアンケートはどういう形でやるのかお伺いします。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。今回の調査につきましては、10月からのダイヤ改正の準備としまして宮城大学の方に委託をしております。その中で今回は全戸調査ということで各家庭及びバスの利用者にアンケート調査を実施いたしまして、その結果を吸い上げてまして新たなダイヤ改正等に結びつけていきたいと考えております。以上でございます。

1 1 番（伊藤隆幸君）はい。その中にも直行バスの設問は設けてもらえますかについて質問いたします。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。今、制作中でございますので、その点につきまして可能かどうか、宮城大学と調整したいと思います。

1 1 番（伊藤隆幸君）はい。依頼主はこちらなんです。山元町役場なんです。だから、その件を申し込んでもらいたいと思います。

はい。今の質問、要望するということをお願いしたいと思います。

2 件目の質問に移ります。

きのうも大分核となるまちづくりについてはいろんな同僚から出ましたけれども、私の視点から質問したいと思います。この改正した理由は、被災者支援法に規定された支援金の支給を受けた方に対し、新たな土地を求める際というくだりがありますけれども、これは東日本大震災により住宅を失った方を住宅を再建するのに150万円補助する支援内容に別途創設するから、この制度は改正したんだよということによろしいですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもご説明しましたように、議員からご質問のあった4月1日の部分は従来の制度を基本的に拡充というふうな形、そしてその後の2回目の改正は、新しいまちづくり等の絡みもありましたことから、重複での支援を避けるというふうなことで改正をしたというふうなことでございます。

1 1 番（伊藤隆幸君）はい、議長。この重複した支援、これは納得、私、できません。何で東日本大震災で被害をこうむった人にも支給しないんですか。私、納得できません。もう一度その辺を。

町 長（齋藤俊夫君）はい。きのうからの議論の中でも同じような趣旨のお話をちょうだいしているわけですが、基本的に被災の程度の差はあれ、同じ町内に移転を希望される方に何がしかの差があっても支援をすべきじゃないかという議論に通じるわけですが、町としては、これも常々お話ししているとおり、できるだけ被災者の支援に沿える立場で、姿勢で臨まなくちゃならないという基本的な考え方を持っているわけですが、そうした中で先立つものとの関係を考えますと、なかなか皆さんに大小の差はあるにせよ、全員を対象にすべからくご支援申し上げるとするのは非常に厳しい状況にございます。そういう中で町の将来を見据えたまちづくりに限ってご理解、ご賛同いただける方をご支援申し上げるというふうなことで、一定のそこに基準を設けさせていただいているというふうなことでございます。余りにも今回の大きな被害の中で被災者が多い中で限りある財政運営でございますので、ぜひその辺の前後関係をご理解賜りたいというふうに思います。

1 1 番（伊藤隆幸君）はい。前日の議論で、この町で指定する150万円、このお金を震災関係で個人の資産形成には使われないという趣旨はわかりました。

そこで、町独自のこういう制度があります。そして、私も相談受けたんです。その家庭の内容を披瀝しますと、6人家族です。話はちょっと長くなりますけれども、子供が3人います。今、教育長の計らいでもって町外から通っているわけなんです、3人とも通っているんです。遠距離通学補助もらって通っています。そういう苦しいながらもそういう皆さんに相談を受けましたから、この補助金制度がありますよと言いました。早速町に申し込んだらば、この制度は改正しましたということです。3月11日が発災で

すから、この告示内容を見ますと、4月1日施行する。19日間で決めたわけなんですか、その辺を伺いたいと思います。

議長（阿部 均君）11番の伊藤隆幸君にお願いします。これは今までの町の施策としてきた山元町の定住促進に関する補助金事業であると、今回の震災の制度ときちっと区別をして質問をしていただきたい。

11番（伊藤隆幸君）はい。私は関連ありますから質問したんです。

議長（阿部 均君）わかりました。町長齋藤俊夫君、答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。今の改正前後の時間的な関係は、いろいろ我々も多忙きわめる中でございましたけれども、もともと23年度の本要綱の改正を3月議会においてご提案申し上げておりました。その直後の被災というふうなこともありましたので、定住促進要綱そのものについては非常に問題意識を持って大震災の中でも対応してきたというふうなことでございます。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。私は定住促進政策でもって質問しているんです。何らそれではないと思います。

議長（阿部 均君）ただ、質問の趣旨等は簡明に明確に、よそにそれないような方向で質問をお願いします。

11番（伊藤隆幸君）はい、私、それてません。この震災直後、3月11日、それ以前に考えていたんですか、その辺をお聞きします。

町長（齋藤俊夫君）はい。1回目の改正、4月の改正というのは23年度から考えてきた部分でございまして、2回目の改正についてはその後の被災の状況も踏まえた中での改正というふうなことで対応してきているというふうなことでございます。

11番（伊藤隆幸君）はい。この告示は21年4月1日から告示施行するとあります。だから、19日間のマジックなんですよ。19日間、どうしてそういう改正がなされたのかを質問したいと思います。震災が発生したのは3月11日ですから、よろしく願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。その辺の前後関係、改めて担当の町民生活課長の方からご説明させていただきたいというふうに思います。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。ただいまの関係でございまして、先ほども町長、お答えしておりますとおり、4月1日告示の内容につきましては、23年度中に考えておりました定住促進の拡大の内容につきましては23年度の当初予算の方に計上しておりました。それがこの震災によりまして暫定予算というような形で本予算については9月からというような形になったわけでございまして、その部分の告示について4月1日から行った内容でございまして、制限の部分につきましては、2月にその改正をいたしまして、適用については震災までさかのぼるような形での改正をさせていただいたという内容でございまして。

この定住促進の関係につきましては、平成20年度から新たに施行したというようなことでございまして、内容につきましては町外者の方を町内に誘導する施策と、あとは町内の若い方々が子育て、あと新婚家庭といった若い方々が自力で自宅を建てる際に、自宅を取得する際に一定の支援をするという趣旨で始まったものでございまして、そういった意味合いから震災による建設再建といえますか、そういったものとは内容を異なるのかなということでのものと、あとは新たに震災による新たな制度を検討し、設けるといような段階でありましたので、2月には制限をするという内容の改正をさせて

いただいたところでございます。

11番（伊藤隆幸君）はい。2月に制限する、ちょっとおかしい、そこまではいいです、いいです。そもそも出発がおかしいんですね。議論がかみ合わないです。2月にそういうことを想定されていたんですか、震災が発災するというので。これは全くおかしい要綱だと思います。公布と告示、町長の権限ですから要綱は。まずこれおかしいと思います。3月31日告示、第65号、この告示は平成23年4月1日、3月31日だからこの19日間でできたんですか。今、町民課長、回答したのには2月に決めた。これ矛盾ありますよね。ちょっとおかしいと思います。（「休憩」の声あり）

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の家屋の被害を皆様、おわかりだと思いますけれども、全壊で2,217、あるいは大規模半壊が534と、半壊で549、単純にいきますと、仮に3,000戸がこの要綱適用して150万円ということになりますと45億円でございます。2,000戸ですと30億円でございます。町の財政が破綻するわけでございますので、その辺の前後関係を考えますと、先ほど言いましたように、なかなかこれをそのままこの要綱を維持するというのは困難だという大きな判断がございますので、4月にさかのぼったということについては、この辺でご理解をぜひ賜りたいというふうに思っているところでございます。

〔「休憩」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）休憩動議が出ており、賛成者もおります。

お諮りいたします。この動議に対し、賛成の方、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数でありますので、ここで暫時休憩といたします。

再開は1時20分といたします。

午後0時00分 休 憩

午後1時20分 再 開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）13番後藤正幸君より、午後の会議を欠席する旨の届けがありましたので報告いたします。

11番伊藤隆幸君の質問を許します。

11番（伊藤隆幸君）はい。今まで大分いろんな質問いたしましたが、まだ私の中では理解が乏しいというか、勉強不足というか、そういう部分でこの改正に至った経緯を私にわかるように説明をお願いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。定住促進施策、ご案内のとおり、制度が20年度に創設されて運用してきたわけですが、先ほどお話ししましたように、震災前の去年の3月定例会の中で施策を拡充したいということで定住促進したいというふうなことでの改正を念頭に取り組んできた。そういう中で大震災が発生いたしまして、当初予定していた改正の趣旨とそれから大震災後にいろいろ被災者支援を講じる中で制度の整合性を図らなくちゃいけないというふうな場面が出まして、復興計画ができて、明けてことしの2月の復興本部会議の中でいろいろと議論をしまして、従来の定住促進の制度と新たに町としてまちづくりをしていく中で三つの市街地形成に向けて政策誘導をする兼ね合いを考えた

きに、そもそも23年の4月から改正しようとした趣旨と震災を受けてことしの2月になってから検討した中での不都合な部分を4月にさかのぼって見直しをせざるを得ないというふうなことでこの制度の制限をさせていただいて、補助の重複が対象しない形の要綱の改正を行ったことし2月の考え方を去年の4月までさかのぼって適用をさせていただいたと。大筋そういうふうな流れの中でこの要綱の改正を行ってきたと。

先ほど申し上げましたように、仮にこの要綱をそのまま適用いたしますと、本来、被災者の生活再建の支援絡みの制度、これの関係もございまして、重複する部分ございまして、町の財政負担も考えまして制度の改正をさかのぼって適用させていただいたというふうな大筋の経過があるわけでございます。

なお、若干の補足を町民生活課長の方からさせていただきたいと思っております。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。私からこの定住促進事業につきましては、何度もお話しするようになりますが、平成20年度に創設された事業だということでございます。

趣旨の第1目的は、町内に誘導を促すというのがまず第1点と、あとは町内の方であって新婚の方、あとは子育ての方に対してみずから家を取得する方に対して助成をするという内容になってございました。この4月にこの内容を拡充する目的で4月に拡充の改正を行ったということでございます。

あと、2月の改正につきましては、今、町長お話ししたとおり、復興本部会議の中で集団移転事業等に伴っての町独自の住宅再建といいますか、その支援制度を新たに設けるといような会議の中での方向性が示されてきたということで、重複を防ぐといようなことありましてこの定住促進の部分についてさかのぼった形での制限を加えさせていただいたということでございます。

先ほどもお話ししたとおり、この定住促進の町内者への該当につきましては、先ほど申しましたとおり、新婚の方、あとは子育てをなさっている方といようなことで対象者が限定されるといようなことでございます。その以外の方については、当然、町内に新たに住宅を取得してもこの定住促進の該当にはならないといような兼ね合いもありまして、これを住宅再建等の事業の一環の補助といのに充てるには、その被災をされた方々の不均衡感も当然出てくるといようなことありましてそのような制限を加えさせていただいたという内容でございます。よろしくご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

11番（伊藤隆幸君）はい。今の町長の答弁、そして町民課長の答弁で少しは胸につかえる部分もありますが大方は理解したつもりです。定住者に対して、今までは外部といのか、町外の施策でしたけれども、今度、町から人口流出しないような政策を改めて創設といのか、制度なり政策なりなんなりをきちんとつくってほしいと思っております。さらにまた、定住促進ですから町内にとどまる人、何らかの形で、150万円とは言わないですけども、金額の多寡ではないんです。これを少しは援助の方向で考えられないかを町長に伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。被災者支援という形でこれをするというのは、先ほど来からお話しあったとおり、なかなか財政的な部分もございまして厳しいんでございますが、一般的な定住促進をするといような観点で何かいいアイデアがあれば、その辺は限りなく取り入れる形での施策の充実検討といようなものは今後、前向きに取り組んでいきたいなというふうに思います。

11番（伊藤隆幸君）はい。今、町長の前向きな答弁をいただきまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（阿部 均君）11番伊藤隆幸君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）9番岩佐 豊君の質問を許します。

岩佐 豊君、登壇願います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、平成24年度第2回定例会において一般質問いたします。

先月の23日、24日、両日にわたりまして山元町中央公民館、坂元公民館において復興まちづくりに関する住民説明会がありました。そこで、住民の方々からさまざまな意見がありました。その中で特に多かった、また要望の強かった意見を取り上げてみたいと思います。次の4点についてお伺いいたします。

一つ、土地の買い上げの対象とその時期は。また、その買い取り価格についてお伺いします。

二つ目として、町が独自の移転支援金についてもっと柔軟な運用はできないのかというような声がありました。これについて伺います。

3番目、町道が花釜区から西側に移ることに安全面から不安視をする声がありました。もっと東側に移す考えはないのか。

4点目、集団移転について、今示されている新山下駅、新坂元駅、それと宮城病院周辺の3か所となっていますが、それ以外についての選択肢はないのか。以上について伺います。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。岩佐 豊議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、住民説明会での町民の声、4点についての1点目、土地の買い取りについてですが、買い取りの対象は、防災集団移転促進事業で定める移転促進区域内で買い取りを希望された宅地となります。登記簿の地目が宅地以外では、例えば宅地と一体で利用され、これまで宅地並みに課税していた土地については基本的に買い取りの対象としたいと考えております。

買い取りの時期については、町が整備する住宅団地へ移転される方は、住宅団地の完成時の買い取りを予定しております。

それから、自分で移転先を選定する方は、今年末に予定している復興整備計画の公表後となります。

それから、買い取り価格でございますが、現時点における想定の実買価格の算定を不動産鑑定士に依頼しており、来月初めに予定している移転者向け説明会及び意向調査において、住宅再建の参考として住宅団地の想定分譲価格とともに皆様にお示ししたいと考えております。

なお、実際の買い取りを行うときには改めてその時点における正常な取引価格により算定することとなっております。

次に、2点目、独自の移転支援金についてですが、昨日も申し上げましたが、町では被災者の支援策としては、住宅再建の際に土地取得及び住宅建築の費用の一部として150万円を補助する支援策を示しております。これは震災復興計画の方向性である快適

で便利な市街地の形成を促進するため、町の指定する住宅団地に移転する場合に対象を限定しております。当該補助金については、住民説明会においても対象の拡大を要望されるご意見はありましたが、先ほど申しましたとおり、復興計画が目指す市街地の形成という趣旨での補助金でありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目、県道のルートについてですが、かさ上げをする県道相馬亘理線の現在想定してい縷々トは、花釜生活センターのあたりから高瀬川排水路に沿って南下し、常磐線のルートにすりつくものとなっております。これは幹線道路としての線形、高瀬川排水路との交差、海岸からの距離など道路の機能と安全性を総合的に勘案し、検討したものであります。現在、県でより詳細なルートの設計の作業を進めておりますが、大きなルートの見直しは難しいと思っております。

次に、4点目、集団移転の移転先についてですが、町では従来から町の課題である人口減少や少子高齢化に対応したまちづくりを目指し、コンパクトシティの理念のもと、新山下駅周辺、新坂元駅周辺、宮城病院周辺の3か所に市街地を形成し、集団移転の移転先としてきました。しかしながら、これまでの住まいの近くに移転を希望することもあることから、同一の場所に50戸以上まとまった移転が見込まれる場合は開発を検討するというこれまで住民の方々に説明してまいったところがございます。現在のところ、三つの団地外の移転の希望が50戸以上となる意向を確認できておりませんが、町としては将来の高齢化の問題や行政コストの削減等の観点から極力町の整備する住宅団地への移転をお願いしているところであります。以上でございます。

9番（岩佐 豊君）はい。私、今お尋ねしたことは、同僚議員が昨日から相当数同じような質問をしています。なるべく重複しないというか、余り堂々めぐりにならないように努力していきたいと思えます。

まず最初の1点目、防災集団移転促進事業にのれる、その制度についてその条件からお聞きしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。この制度につきましては、担当の震災復興計画課長の方から説明をさせていただきたいと思えます。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。防災集団移転促進事業の制度要件でございますけれども、今回町の方で昨年の11月に設定いたしました危険区域でございます。危険区域の中に防災集団移転促進事業の移転促進区域というものを設定しております。その移転促進区域からある一定規模、まとまって安全な場所に集団で移転していただくということが防災集団移転促進事業の主な制度内容ということになってございます。

細かい部分につきましては、移転の規模がもともと居住されていた皆様の半数以上がなくてはいけないですとか、あとは従来の制度ですと、10戸以上のまとまった宅地ですとか、今回、制度要件の改正がありまして地理的な要件もあつて南三陸等、リアス式沿岸の方なんかを対象にしていると思うんですが、そういったところでは小さい5戸単位での移転というのも対象になるというような制度説明にはなっております。ただ、山元町の場合はこれまでお示ししてきましたとおり、コンパクトなまちづくりを目指すということもございまして、将来の少子高齢化社会を見据えた上で余り個別に小さいまとまったエリアでの集団移転をおのおのでやってしましますと、将来に影響が出てしまうということから、なるべくまとまった形で移転していただきたいということを従来よりご説明申し上げしているところでございます。以上でございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。そこで、昨日からこの買い取りの要件ですね、例えば今言った危険区域内の移動とか、それについては買い取りができない、しないというようなお話がありました。山元町と、正確に忘れませけれども、危険区域の指定を1種から3種に設定したというのは、山元町ともう1か所、どこだったかちょっと忘れませけれども、ある意味、特異な決め方、町の説明ですと、柔軟に対応するためのという説明があったと思いますが、そのことによって不便をこうむっている町民がいます。例えば1種から3種に移ろうとしたときに買い取りができないと。要するに3種設定したことによって町民にとって不都合な部分が出ているということはあると思うんですが、その辺は私の認識が誤っているのかどうか確認しておきます。

町 長（齋藤俊夫君）はい。きのうもご説明させていただきましたが、防災集団移転という制度は、活用してということになりますと、制度の趣旨、目的で一定の要件、制限もあるというふうなことでございますので、結果として山元町みたいな3種までの設定ですと、ケースによってはご指摘のような形になる方もいらっしゃるのかなというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい。本来、救われるはずだった町民がそういった町独自の設定をすることによって、今町長が話されたように、そういう方がおります。そういうことからもきのう来、何とか危険区域内でもそういうのが認められないかということがありました。私は、まずもってある面、住民にとって不都合な部分があったわけですから柔軟にその辺は変えていくことはできないのか、それは法上、できないのか、その辺、確認したいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。前段ご質問いただいたような1種から3種、不都合なケースになるという、そういう側面もあるわけでございますが、もう一方で3種から移転する方についても支援制度を活用できるという側面もあるわけでございます。その辺の関係は担当の震災復興課長の方から少し補足をさせていただきたいというふうに思いますけれども、制度上の制約、一方でそれぞれのお住まいのエリアによつての制度の活用という部分でございますので、これは全体としてのとらえ方、見方もしていただかなくちゃいけない部分もございませるのでご理解を賜ればなというふうに思います。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。ただいま町長の方からもご答弁ありませたとおり、ある一方では、危険区域の3種というような設定をしたことによつてがけ地近接等危険住宅移転事業というようなことで、その従来住んでいた場所からより安全な場所に移転をされたいという方に対しては移転費用であったり、それから利子補助であったりといった、そういった助成が受けられると。別の面でのメリットもあるということはお承知いただきたいと思ひます。

3種、今回危険区域をかける際にも何度かご説明申し上げませましたが、ある程度、国の方の指針などで浸水深を2メートルを越した場合には全壊流出の家屋が多いというようなことは、全国的な事例として紹介されているところございませして、当町の場合の今3種と言っているところについては、なかなかちょうど2メートルを境にしてそこを設定しているわけなんですけれども、全壊流出の家屋とあとは現地に残った家屋と、ちょうど半分くらいというような、そのような認識でおるんですけれども、そういったところで何とか両者の選択肢を与えられるといひませるか、どちらの方の再建方策でもできるようなことで考えられないかというようなことも加味した中でそういった危険区域の設定をさせていただいたと。

移転を希望される場合については、そういったがけ近の制度を利用して助成をいただきながら危険区域から出ていくと。それから、ある程度、現地に残られる方に対しては、それはまた町の独自の助成策といった、宅地のかさ上げであったり、そういったことも町としては考えていきたいというふうに思っているところでございます。

なお、防災集団移転促進事業の、ちょっと重複になってしまって申しわけないんですが、補助事業としての制度の内容としましては、あくまでも危険な場所から外に出ていくためのものだというような事業制度でございますので、1種2種からそういった3種といったことで、危険区域から危険区域の中に移るといふものに対しましては原則的に補助事業等、制度上、認められるというふうなものではないだろうというふうなことでご理解いただければというふうに思っております。

9番（岩佐 豊君）はい。普通ですと、危険区域ということで絞り込みをして2メートル水深があったところまでを危険区域に指定というとらえ方をしているんだと私は思いますけれども、3種を指定することによって水深1メートルまで、そこまで網かけすることになっているんですね。私、そういう認識を持っていたんですけども違うでしょうか。今の話だとちょっと2メートルどうのこうのという話を聞いたんですが、私の認識、間違っていますか。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。浸水深が1メートルから2メートルの部分で3種区域と設定してございます。

9番（岩佐 豊君）はい。今、お話ししていただいたように、町にとっては今言ったように細かく分けることによっていろんな柔軟な運用ができるというふうなことから、今話されたことは私は理解します。ただ、そのために本当に3種指定にのりたい人もいるし、のりたくない人もいるし、のりたい人は、そこで救われるからいいんですが、3種指定したことによって、先ほどから言っているように不便さをこうむっている方、こういう方について、私は町として何らかの手だてをしてあげるのか、こういう決め方をしたときの私は町の考え方なのかと思います。一方的にこういうことだからいいんだよと。一方ではそれを不便に感じる人もいるわけですから、やっぱりそういう人がいるときはそれに対応したものがなければ、私は誤ったものの進め方になるのではないかなと、このように思うんですが、町長、簡単でいいですからその辺。

町長（齋藤俊夫君）はい。大変に犠牲者を出した中での町民の、住民の安全・安心を確保できるまちづくり、これを大前提に考えなくちゃならないだろうというふうに思っておりますので、そういう中での土地利用の一定の規制なり誘導というふうなことでの今回の集団移転なり、災害危険区域の設定ということでございます。

そういう中でご指摘のような細部にわたっての支援策と、これは極力そういうふうな形での対処をできればなという思いでいろいろ知恵を凝らしながら支援策の検討、構築に取り組んできたところでございます。

そう言われましても、なかなかこれをすべての皆さんに満足いただけるような制度設計というものは非常に難しいものがございます。制度そのものの設計もそうでございますし、加えて先ほど来からの被災者の数、規模が大きいだけに財政出動の面も含めて非常に困難な面が多々あるという中での制度設計にならざるを得ないということでご理解を賜りたいと思います。

9番（岩佐 豊君）はい。きのうも同僚議員が、やはり何度も声を高くして話しているかという

と、やはり被災して本当に、被災した人でも経済的というか、力のありようというのは変わります。本当に困った人が救われない制度になっているのではないのかなと私は思うから、きのう、さんざん話された中でもまたこうやって、大変申しわけないんですがちょっとお話しさせてもらっています。

例えば自分の家が1種で3種に土地があったとしてそこに移って救われないというのは、経済的にそれは豊かな人だったらいいんですが、なかなかそれにのれない、力がそこまで及ばない人が、やはりそれでも自分で何とかしたいという人がいます、話の中で。そんな人に、やはり町で設定したそういう制度の中で不幸な人が生まれないように町として、きのうから声、相当そういうのがありましたけども、何らかの形でそういう方々の声も吸い上げるような制度をぜひ考えてほしい。やはり職員の皆様の知恵を出し合ってぜひその辺を考えていただきたいなと強く要望して次に移りたいと思います。

時期ですけれども、やはり今、この町を離れている人たちの要因というのはいろいろありますけれども、もちろん、一番はJRの交通の便ですね。それとやはり集団移転なりなんなり、これの明確なまだ説明がされていないということ。それとやはり時期についてももう少し早目に示すことができないのかと思うんですが、これはここに私は理解できないというか、ちょっと疑問に思うんですね。例えば買い取り価格については、現時点における想定買い取り価格の算定、これを不動産鑑定士に依頼してそれとやるという話があって、その後、実際には実際の買い取りを行うときには改めてその時点における正常な取引価格、これ私だけでしょうか、ちょっと理解できないんですけれどもわかるようにお話をしていただきたい。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。今のご質問にお答えいたします。現在、来月上旬に説明会を開かせていただく予定になっているんですけれども、そのときにお示しするのは、実際に1種、2種危険区域の世帯数は1,400以上ございました。その一つ一つに幾らですよという価格でございません。実際の取引価格につきましては、公共事業の用地取得と同じような形で交付金の対象にするためにはその時点の正常な取引価格ということになりますので、例えば防集の方の3地区ですね、そちらの方で実際に移転する時期というのは数年になると、でき上がらないと移転されませんので、その時期に買い取りさせていただくということになりますと、その時点でもう一度、価格を算定する必要があるということでございます。ですから、想定価格というのは、ここに1,410世帯分を全部お示しするというんじゃなくて、目安として一応生活再建のそういったシミュレーションができるような想定価格を何点かお示しようということ今考えております。

9番（岩佐 豊君）はい。最初の話はそれはわかるんですが、実際に、じゃ私の土地でもいいですけれども、例えばあんたのところは100坪あって4万円だから、例えば半分で50万円として、実際に話し合ったときに、いや、もう土地価格低いから10万円しかないよというようなふうに私は受け取るんですけど、そういうふうにしか、私は受け取れないんですよ。これでは住民、だれも納得しませんよ。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。例えば今、7月上旬に示していただく価格というのは、例えば住宅団地がスケジュール的に遅れて5年、6年後であれば、その時点の正常な取引価格という算定をしますので、価格的には下がる場合もありますし、場合によっては上がる場合もあるということでございます。

9番（岩佐 豊君）はい。わからないわけではないんです。ただ、町長が言うように、環境整備が進んで5年後に、いや、前に示した価格より上がったよというのは、これは町民、住民、これに対して嫌という人はいないと思うんですよ。ただ、逆にそれが本当に利用価値ない土地になってしまったんで半分になってしまったよと、それがあり得るといふんでは住民納得しないし、説明会でそういう話、私、一度も聞いていないような気がします。住民説明会でもそんな話は多分していないと思います。これは住民にとって大きな問題ですよ、町長、大きな問題ですよ。ちょっと町長から答弁を聞いて。

町 長（齋藤俊夫君）はい。岩佐議員の方から大きな極端な事例を用いての問題指摘ちょうだいしました。確かにそういうふうな考えで試算すると、安心して再建の試算が立てられないと、非常に不安定だという部分もあろうかと思いますが、これにつきましても実際には買い取り時期が遅れた場合でも当初の価格と差異のない形で買い取りができればというふうに考えておきまして、これも先ほど触れさせていただきましたが、山元町だけが被災地でございますので、防災集団移転の事業の制度の横並びというふうなこともございますので、県の方に問題提起をしながら、被災市町村で今のような点が差のあるようなことのないように一律の取り扱い、そしてまたご指摘のように、限りなく差異がなくなるような買い取りの考え方、これをもう少し整理させていただきたいなというふうに考えております。

9番（岩佐 豊君）はい。全くそのとおりで、本当に後々約束した価格と全く違うような価格で買い取るということになったんでは、全くもって論外であります。今、町長が言われたように、県とも強くそれは町長として町民を守る長としてそれは本当に強く申し入れする、これは私は絶対必要だと思います。これは強く要望しております。

今、時期についてはですけども、買い取り価格まで入ったんで次に入ります。

町独自の移転支援金についてですが、これも昨日来から同僚議員、何名の方も個々にお話をされております。なぜそういうふうな声があるかという、やはり被災した住民からの悲痛な声があるからなんです。それで、これは、例えば国の制度とか何かというんじゃなくて町独自の制度です。説明ありましたコンパクトなシティ、町が進めるまちづくりをやりやすいように、これはわかります。私ども、重々わかります、それは。ですが、もっと大事なのは、やはり被災して本当に困っている被災住民の声に本当に真摯に耳を傾けて、幾らかでもそういう声に沿うような町政をするのが私は山元町の町の姿だろうと、こういうふうに思います。くどくなりますけれども、この点について町長、簡単でいいですからひとつ。

町 長（齋藤俊夫君）はい。被災者への支援のありようというふうなことでございますが、私も常々申し上げておりますとおり、被災者の立場に沿って物事を考えていかなくちやない、施策を推進していかなくちやないという点では、岩佐議員と全く同じ立場に立つものでございます。そういう基本的なところを大事にしながらも、町全体としての調和という部分もございますので、お一人お一人を大事にしながら全体もまとめていかなくちやないと。あるいは限られた財政という問題も一方で念頭に置いた政策の推進というふうなことでございますので、できるだけ被災者の立場に沿えるようなぎりぎりの政策のあり方ということにつきましては、引き続き努力をさせていただきたいというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい。今、町長からそういう方々に対する思いを町政に生かしていくというふうな話がありました。やはり私は、こんなこと、町長に聞くのはおかしいかもしれま

せんけれども、まちづくりの最も基本となるものは何なのかなと。まずお答えいただきましたけれども、まずそこで町長の一番まちづくりの大事なところは何なのかなというところを聞いてから質問したいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。まちづくり、ひとえに町民福祉の向上と。そしてまた、それを推進するためには、私の公約でもございますけれども町民の目線に立ってというふうな行政の推進ということではないかというふうに思うところでございます。

9番（岩佐 豊君）はい。今、町長がお答えになったことを進めるために何が一番大事ですか。町長は、これまでも、私も前の一般質問でも質問したと思いますけれども、チーム山元、昨日も同僚議員の佐山さんからそういう質問がありました。私は今、町長が話されたことをやっていくには、やっぱりチーム山元なんです。ただ、チーム山元を進めるときには、特に今回のようなこういう大災害があったときには、やはり一番弱くなったところに一番の思いを持たなきゃだめなんです。まず原点はそこだと思います。私は、まちづくりの原点は住民だと思いますよ。住民が主人公のまちづくり、これが全く私は災害時だろうが、平時であろうが、私は町民が主人公のまちづくりでなかったら、私はそれは申しわけないけど思いとはかけ離れた町になってしまうんじゃないかなと、このように思います。この辺の認識を町長、どのように思いますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。岩佐議員の思いとそう私も違わないわけでございますけれども、しかし、この世の中、平時の場合と今回のような非常時の場合と、やはり状況に応じてどこまでどういうふうに対応できるのかというものも冷静に考えていかないと、基本とするところはそれは本当に社会的に弱い立場にある方に視点を当てると、これはもったもな話でございます。私が言いたいのは、それは基本でございますけれども、町が大変なダメージを受けている場合と、平時で大勢の皆様方が基本的な日常生活が営める場合、これは町として、あるいはそれをつかさどる行政、役場、これがどこまでどういうふうな形で対応できるのか。私はよく国なり県なりの方々にお話し申し上げているのは、町が大変な大きな被害をこうむっている。町全体としてのダメージが非常に大きい。そういうときに山元町がどこまで町を挙げてそれに対応できるカバー力、対応力あるのかと、この辺を共通認識にしていきませんか、なかなかお互いの考えがすれ違いに終わってしまうんじゃないでしょうか。ぜひそういう視点を大事にさせていただいていろんな支援制度なり、マンパワーのご支援も含めてお願いをしたいものだというふうに言っているわけでございますが、町の行政におきましても、基本は基本としてきちんと踏まえてやらなくちゃならないわけでございますけれども、今、膨大な事務事業を抱えている中で、それが平常時と違ってどこまで対処可能なのか、この辺の関係だろうというふうに思うところでございます。いずれ、基本は同じ思いだということでございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。町民が主人公のまちづくり、これは変わらないんですね。こういうときにこそ、知恵を出し、やはりまちづくりを推し進めていくのが町長であり、副町長であり、職員の皆さんなんです。今言ったように、きのうからそういった意味では皆さん、本当になかなかみ合わない議論になってしまっている部分もありましたけれども、こういうときにこそ、やはり本当に知恵を出し合ってやっていく、こういうときだからちょっと今、立場の弱くなった人が少しは我慢してくださいよというところでは私はないと思います。これは山元町全体の町民が全体で意識することですけれども、やはりそういう弱いというか、今、本当に頑張って立ち上がろうとする人たちに、本当

に被災していない人も同じ思いで当たれば、私はまた違ったような少しは方向性が出てくる。大事なことは、まちづくりを進めていくときにはもちろん、町長はじめ執行部です。そういうときにやはり十分に説明をして、そういう思いがあるんなら十分に説明をして、ただこうだからああだからじゃなくて十分な説明をして理解をしていただくということが必要だと思うんです。どうもきのうからのお話を聞いていても、こういうときだからこうだからという話にどうも終始しているんで、そうじゃなくて、やはりこんなときこそ、知恵を出していただきたいと、このように思います。

できるだけ本当にくどくならないようにやっていきたいんですが、この2点目については、先ほど町長から思いを持ってやっていきたいという答えがありましたので、3番目の県道が従来の路線から花釜と笠野区のちょうど分かれ目あたりですね。そこからこれまでの従来の常磐線に上っていくということが説明されています。

そこで、説明会でもそこに家のある方でない人です。その方がそこに住まわれる方々の思いを代弁するというか、やはり被災してもここで頑張ろうという、そういう人たちにその安全を守ってほしいということで、ぜひもう一度考えていただけないかというお話がありました。

私も笠野区に住んでいまして笠野区の駅南のところにはきのう、岩佐哲也議員からもお話しありましたように、何十軒かがあそこで頑張って住もうという方々がおります。町から見れば、災害区域にしたわけですからできればそこから移ってほしいという思いでしょうけれども、やはり愛着のある土地から離れたくない、頑張っていきたいという方々がおります。そんなときに、JRの安全は守るけど、そこに残った人たちは申しわけないけど我慢してねというようなことでは、私はまちづくりは違うと思います。この県道の今計画されている路線よりも下げて、少なくとも残された住宅がある東側を通せるような考えはどうしても考えられないかどうか。これはきのうから聞いていますから再度、ここで聞きたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど申しましたように、町としてはいろいろ町民の皆様方の安全・安心をいろいろ検証した中で、これが最善の考え方ということで県道のルートを設定しているところでございますので、それぞれ以前から住んでいた方々の割り切れない、そしてまた思い、それはそれとしてわかるわけでございますが、町全体としての安全・安心、将来にわたって少しでも担保できるようなまちづくりをするという点では、このルートで進めさせていただきたいというふうに思っております。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。危険区域の指定は町がしたわけですよ。残る人は勝手だからそこにじゃしようがないんだというような町の考えにとられます、私は。チーム山元からも外れるような気がします。

昨日の同僚議員からのやはりこれまでのずっとお話を聞いていますと、まちづくりを進める上での町長の姿勢というものが住民本意じゃなくて、やはり自分の考えた、描いた設計図どおり進めることがまちづくりの重要なところなのかなと私はそういうようにしかとられない。やっぱりもう少し、今、町民が本当に町長に望んでいるのは、柔軟な考え方を持った心の広い、温かい寛容さがある、こういうところを今、町民の方々は求めていると思います。

23日の町民の方から、JRの土地を買うよりも県道をそのまま行ってかさ上げしたほうが、買い取りよりもそっちさかさ上げできるんならそっちの方がいいんじゃないで

すかという声もありました。さらに3メートルでなくて5メートルぐらいかさ上げしたらいいんじゃないかというような声もありました。私はそういう被災した住民の立場に立った進め方が本当に大事だと思います。もう一度、簡単でいいですからそこ。

町長（齋藤俊夫君）はい。町としては、大きな被災をできるだけ教訓にして次のまちづくりに備えたいということできざまな角度から検証をして危険区域の設定、多重防御の設定というふうなことでいろいろと住民懇談会を重ねて、議会との議論を重ねて今日まで来て、山元町としての最善の形をこれまでつくり上げてきたというふうに思っています。決して一方的とか、強引にとかというふうなことは私は当たらないんじゃないかというふうに思います。

すべての皆さんの意向を満足できる計画、考え方、できるのであれば、私も極力それに沿いたいというふうに思います。そこには物事には一定の限界というものがございます。その限界に極力近づくべく、本当に時間のない中で、町の職員が疲労困ぱいしている中で知恵を絞ってきて町民の皆様方との対話を重ねてここまで来たというふうに理解しているところでございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。職員の皆さん、頑張ってきたのは私もわかりますよ、それは。頑張ってきました。ただ、今、町長が言われるような話ですと、残った人はしょうがないんだという話ですよ。なぜ県道下げてもう少し高くして進められないのか、私は本当に疑問に思いますよ。

それで、さらに言えば3メートルから5メートルにしたらどうだという話のときに、いや、それはシミュレーションの結果、変わりませんよと。私もこれも何度も聞いています。ただ、それは千年に一度のこの前の津波来たときのシミュレーションですよ。もっと近く来る、300年、600年のもう少し小さい津波来たときに、5メートルだったら防げる可能性はあると思いますよ。千年に一度に備えるんじゃなく、とりあえずは近々に備えて後は後々の住民に任せればいいんだと私は思います。最初に路線を移してしまったら、それは変えることはできませんよ。そういう考え方というのはできないんでしょうかね。簡単にできるのかできないのか。

町長（齋藤俊夫君）はい。岩佐議員とはこの問題でたびたび議論してきたところでございますが、安全・安心を後世に委ねろというお話ですけれども、行政をあずかる立場として、やっぱり想定される部分については、限りなく安全・安心を確保するための手だてを尽くすということだというふうには思います。ただ、先ほど来からの議論とちよつとかめなくなる部分、あるかもしれませんけれども、今、考えられる最善の検討方を重ねながら結論を導き出しているというふうなことでございますので、これが何百年後、千年後に来るからいいということでは私は決してないだろうというふうに。同じ危険区域を少しでも少なくするということが我々に課せられた大きな使命、役割なんじゃないかなと常々思っているところでございます。

9番（岩佐 豊君）はい。そこは全く同じなんですよ。安全・安心な町なんですよ。1種といえどもそこに住む人がいるんです。それを守らないで安全・安心、その言葉出したらだめだな、私から言ったら。それを守って初めて安全・安心ですよ。

それと全く逆の言葉言いますね。どんなに守ったって町で補償するわけでないですからね。丘に逃げて例えば大地震来てそこつぶれて、亡くなって補償しますか、津波から逃げたけど、例えばの話。そういう問題でしょう。ですから、すべて町でできるわけで

ない。できる可能性のあるところ、今の段階で。町長がみずから言っているんですよ、安全・安心と。そうしたら、残った人たちの安全・安心を守ることが私はまちづくりの第一歩だと思いますよ。もう一度。

9 番（岩佐 豊君）はい。基本的には防災集団移転事業を活用してやるということは、たびたび申し上げているとおり、基本的には1種のエリアからできれば全員移転をしてもらいたいというのが町の基本的な立場でございます。ただ、滞在権、居住権の問題もございまして、一定の町としてもそうした方々への対応の限界もございまして、新たに住まいを建てられる方でなければ、補修修理の程度であればということでございます。その限りにおいていろいろご不便のところもあるでしょうけれども頑張ってくださいというふうなことだろうというふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。堂々めぐりになるんであれですけども、やはり安全・安心が第一だと。町長は前の私の何か質問にもそういうふうに答えています。私はこれを軽視しろとは言いません。ですから、やはり1種でもそうやって残る権利があるんですよ、やっぱり。そこはそれなりの応分の安全確保するというのはやっぱりまちづくりですよ。県道が東に入ったら絶対に東にできないんだと、海でも無理なんだと、そこは。つくられないんだったらわかりますよ。そうじゃなくて、少なくとも家にあるすぐ東側でもいいです、県道つくるのは。私はそういうことを言っているんですよ。ですから、今言った安全・安心を守るんだったら私はできるような気がします。でも堂々めぐりになるもので最後にします。絶対無理ですか、県道下がるのは。

町 長（齋藤俊夫君）はい。これまでもこのルートの設定の考え方、シミュレーションに基づいた考え方を技術的な観点から縷々説明してきたとおりでございますので、この技術的な観点が改善できない限りは、なかなかこの見直しは難しいものというふうに考えております。

9 番（岩佐 豊君）はい。残念ながらかみ合いません。次に移ります。

町では何度もお話ししているとおり、コンパクトなまちづくり、3地区ですね。それで進めたいと。私たちにも説明があります。ですが、やはり農家の方とか、漁業の方も多分そうだと思うんですが、やはり特に農家の方はできるだけまとまった農地に近い場所で生活したいというような考え方が強いです。それで、笠野区もそういう考え方がありましてお話をしているはずですが、ただ、先ほど説明あったように、50戸ぐらいまとめてくれと。なかなか50戸、厳しいんですよ。それで、まず、この50戸集めたとしてこの場所で坪数は農家の方、100じゃとても足りないんで200とかなんとかと言っていますが、そういう用地は可能なんでしょうか、例えば50戸まとまったときに。

町 長（齋藤俊夫君）はい。これにつきましては、担当の震災復興企画課長の方からお答えをさせていただきますと思います。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。防災集団移転促進事業の制度上は、平均で100坪というような上限と言ってもいいんですけどもそういった坪数が決めれております。その事業ではその坪数になりますが、場合によってはそれ以上のものを求めたい場合、例えば町の方で区画整理事業などをあわせまして事業化することによってその区画を捻出して、その部分をお買い求めいただくことも手法としては考えております。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。今、3か所以外にそういう場所に50戸以上まとまって移れば最高なんですけど、なかなか厳しいような考え、私自身していますので、例えば山下駅

周辺が一番南側、ちょっとふやしてもらってあの辺に笠野区の農家の方々とか、土地を少し多くとりたいという方々があの辺に集合してつくるということはできないんでしょうかね、今計画しているところですね。今言った町独自に少し余分な土地をつくって今言ったようなことも踏まえて可能なかどうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。これまで進めてきたこの話としては、高瀬の赤坂地区を念頭に置いた計画構想というふうなことでございますが、問題は場所を移動するという今のお考えでございますので、一定の戸数ということであれば、場所を移るだけの問題でございますのであとは土地利用の調整が可能であれば、その可能性はあるというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい。なかなか50戸というのは厳しいと思うので、今言ったようなことが可能ならばうまく進むのかなというふうに思います。それで、全く今と逆になりますけれども、例えば赤坂地区、50戸じゃなく例えば35戸とか30戸ぐらいでも可能なか無理なのか。本来なら5戸以上はのれるはずだと私は思っていますが、30戸ぐらいでも可能なかどうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。町としては、この中浜、磯、笠野地区の皆様とのこれまでの話し合いの中での説明、考え方としては、国の手厚い支援制度を活用してということでございますので、コミュニティが持続可能なような、そういうまちづくりなり集団移転でないとうまくないのかなというふうな思いでご説明を申し上げてきたわけでございます。仮に10年、20年先でその持続的な世帯としての利活用が困難になるというふうなことでは、ちょっといかがなものかなと。仮にそうであっても新たな転入者なりが期待できるというふうな、そういう側面でもあれば、それはそれでよろしいのかなという気がするんですけども、いずれにしても貴重な税を活用しての事業でございますので、先々を見据えた集団移転になることが望ましいのかなというふうな考え方でございます。

9番（岩佐 豊君）はい。わかりました。ちょっと大変申しわけないんですが、確認したかったのを忘れてしまったので、土地買い取りますね。それで、例えば簡単に言うと、ここがその地区だとしてまとまってこういうふうに買い取れるわけでないですね。やっぱりそこに残る人もいる、畑もある、何もある。ばらばらに買ったときにどういう活用の仕方をするのか、そこだけ確認して。

町長（齋藤俊夫君）はい。買い取りした後のいずれ町有地になるという前提だと思いますが、町有地が点在するということでは、全然利用価値がないわけでございますので、これはきのう来からご説明しておりますとおり、一定の時期に土地を集約するような作業に入らなくちゃいけないということでございますので、要は町有地は町有地として、宅地は宅地としての整理をして、整備をして、それを新たな企業誘致、太陽光の基地に例えばするとか、そういうふうな形、あるいは農地は農地として集約して大規模な営農が可能になるような形、そういうふうなことをいずれ考えなくちゃいけないというふうなことでのスケジュールには入れております。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。それはきのう、お話しされたと思います。ただ、そういうふう実際に行動に移るまで相当数年たつと思うんですよ。そのときの管理というか、そういうことを心配する住民が結構います。その辺をはっきりと町として示しておかないと、やはりなかなか物事を進めるというのは厳しいのかなという思いがあります。どのような大体スケジュール的な、また今言ったその間の管理の方法ですね、どういうふうにするのか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。いろいろ課題が山積する中で、今ご指摘のいただいた被災宅地、屋敷の管理、これについては今の段階できちんとご説明できる検討しておりませんが、いずれ大切な問題でございますのでできるだけ早く方向性をまとめてご説明できるようにしたいというふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい。いろいろ質問させていただきました。今、本当に町民は、やはり復興に向けて町の当然リーダーシップ必要ですが、そこには住民に思いをいたした優しい行政運営というのが必要なので、やはり本当に被災して痛みのある人たちに配慮した優しい町運営をしていただきたい、このように強く要望して私の質問を終わります。

議 長（阿部 均君）9 番岩佐 豊君の質問を終わります。

議 長（阿部 均君）ここで暫時休憩といたします。再開は2時45分といたします。

午後2時36分 休 憩

午後2時45分 再 開

議 長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）6 番遠藤龍之君の質問を許します。

遠藤龍之君、登壇願います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。2012年第2回定例会に当たり、町民の皆さんが要望する当面の諸課題をはじめ、今後のまちづくりにかかわることなど町政全般にわたる一般質問を行い、地位の所見をお尋ねするものであります。

1 件目は、放射能汚染対策についてであります。

東京第一原発事故から1年3か月余たつのに、広範にまき散らされた放射能の除染等、それらの対策が思うように進んでおりません。そうした中、放射能への感受性の高い子供の健康を守ることは山元町にとっても大きな課題となっております。町民の命と健康を守るために、また町民の被曝等の不安を解消するために、そして食品への安心を得るために可能なあらゆる対策が今、町に求められております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

1 点目は、放射能汚染対策の町の方針と実施体制はどうなっているのかについてであります。

2 点目は、山元町除染実施計画の具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

3 点目は、子供の健康調査を行う考えはないか。

4 点目、食品の放射能測定 of 取り組み状況についてお伺いいたします。

5 点目は、学校給食の食材用食品放射能測定の実施状況についてお伺いいたします。

6 点目は、災害廃棄物の放射能汚染対策の実施状況についてお伺いいたします。

2 件目の質問に入ります。2 件目の質問は、障害のある子供の福祉制度についてであります。日本の障害を持つ皆さんは身体、知的、精神障害と合わせ約750万人、そのうち障害者福祉制度を利用している人は1割にも満たない約61万人と言われております。介護保険を利用する人もおりますが、多くの障害者の皆さんは家族によって支えられているというのが現状であります。こうした中、障害者自立支援法の改正が行われようとしておりますが、改正によって最も変化するのが障害児の分野と言われております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

1点目は、障害児に対する取り組みの現状と課題についてであります。

2点目は、障害者自立支援法改正に伴う変化、影響をどう見ているかということであり
ます。

3点目は、障害児童数のこの間の推移についてお伺いいたします。

4点目は、障害のある子供の親の現状をどう受け止めているかお伺いいたします。

3件目の質問であります。3件目の質問は、国民健康保険税の引き下げについてであります。大震災から1年3か月を過ぎようとしておりますが、町民、とりわけ被災者の皆さんの生活再建の取り組みに遅れが見られ暮らしの不安が続いております。そうした中、9月にはこれまで続いていた国民健康保険税の減免がなくなり被災者の皆さんの負担ももどに戻り、もともと負担の重かった国民健康保険税の負担はこれまでも増して被災者の皆さんにとって暮らしの不安を増大させております。現在、基金高も増加傾向にあり、町民及び被災者の生活実態に合った基金の活用で国民健康保険税の引き下げを行い負担軽減を図る考えはないかお伺いいたします。

以上、3件を一般質問といたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、放射能汚染対策についての1点目、町の方針と実施体制についてですが、本町は比較的線量の低い地域とされ、町民の健康に被害を与えるとされる放射線量ではないものの、多くの方々が日常生活に不安を抱いている状況にあります。

このため、町では子供から高齢者の方まで一日でも早い不安の解消を図ることを目的に、国県等の関係機関の指導を仰ぎながら除染実施計画を策定し、放射性物質の除染作業を進めていくこととしております。

また、放射能対策の実施体制については、本年4月、危機管理室を設置するとともに、副町長、教育長及び関係各課長等で構成する除染対策連絡調整会議、関係各課等の職員で構成する除染対策検討会を設け検討、検証を図りながら放射能対策全般に係る対応、対策等を講じる体制をとっております。

次に、2点目、具体的な取り組みについてですが、先月24日に法定協議が整い山元町除染実施計画が承認されたところであり、本計画に基づきこれまでの測定により空間線量の高い地区で、かつ保育所、幼稚園、小・中学校など子供の生活環境を最優先に取り組みとしており、除染実施に係る所要の予算案を本定例会にご提案しているところであります。

次に、3点目、子供の健康調査についてですが、宮城県では昨年10月に開催された第1回宮城県健康影響に関する有識者会議での方針を踏まえ、丸森町の筆甫地区と耕野地区の子供を対象とした甲状腺超音波検査及びホールボディカウンターによる検査を実施したところであります。これはあくまでも健康調査ではなく安心、不安払拭のための検査と位置づけ実施されたものであります。

まず、甲状腺超音波検査の結果についてですが、検査対象者83名のうち、64名が検査を受けており、精密検査の必要な方はおりませんでした。また、ホールボディカウンターによる内部被曝線量の検査結果につきましては、検査対象者は88名で、そのうち保護者27名、子供43名、合計70名が受けており、受けられた方全員が放射線検

出限界値未満で検出されずという結果となっております。これらの検査結果をもとに本年1月24日開催の第2回宮城県健康影響に関する有識者会議において、改めて健康に与える影響はないとの結論が確認され、健康調査は実施しないとの方針が決定されたところであります。

これらのことから低線量地域とされている本町におきましても、現状では健康への悪影響は考えられず、健康調査の実施は予定しておりません。

次に、4点目、食品放射能測定の実施状況についてですが、町民の食品に対する不安の解消と安全性の確認を目的に、今月4日から食品放射能測定の実施を開始したところであります。これまでの実施状況は、6月1日現在で予約件数120件、測定実施件数96件となっております。測定を実施した96件の内訳については、井戸水35件、野菜類51件、魚類、魚で1件、米7件、果樹2件となっております。その中で放射性物質、セシウムでございますが、これが検出されたものは12件で、そのうち野菜類が11件、果樹類が1件となっておりますが、いずれも食品中の放射性物質は厚生労働省の定めた基準以下、1キロぐらい当たり100ベクレル以下の数値でありました。町といたしましては、今後も町民の希望される食品、放射能測定を継続的に実施し、町民の食に対する不安解消と安全性の確保に努めてまいります。

次に、5点目、学校給食の食材用食品放射能測定についてですが、学校給食用食材を含め一般に流通している食品については、流通前に放射能検査が行われ出荷制限等の措置がとられることから、一般に流通している食品の安全性は確保されているものと考えております。

しかし、学校給食に関し、より一層の安全・安心を確保するため町独自の取り組みとして4月24日から学校給食食材のサンプル検査を開始したところであります。検査は給食調理室のある山下第一小学校、坂元中学校及び山下中学校の3施設ごと、毎週火曜日と木曜日の2回、検査日の翌日使用する食材からそれぞれ2種類を選定して山下中学校に設置した測定器による事前の検査を実施しております。これまで行ってきた検査の結果は、厚生労働省が4月1日から新たに設けた基準値に対し、すべて不検出でありますことから、安全な給食が提供できているものと考えております。

次に、6点目、災害廃棄物の放射能汚染対策についてですが、現在、高瀬字浜砂地内に設置した2次処理施設において災害廃棄物の処理が進められているところであります。その処理の進捗状況については、4月に稼働を開始したロータリーキルン炉でこれまでに約6,000トンの焼却を行っており、現在、試験運転を行っているストーカー炉も今月下旬から本格稼働の見込みとなっております。あわせて破砕機によるコンクリートからの破砕処理や選別機により津波堆積物から廃棄物を取り除く作業なども進められております。

これら災害廃棄物の処理における放射能汚染対策についてですが、放射性物質は主に廃棄物の表面に付着しておりますことから、災害廃棄物の処理施設において焼却前に廃棄物を洗浄する工程を経ることによって焼却する放射性物質の濃度を低くすることができるとされており、あわせて焼却炉にバグフィルターなどのろ過装置を装着し、排煙処理を行うことにより放射能に汚染された物質が空気中への放出を抑制し、周辺地域や生活環境に悪影響を及ぼすことはないと考えております。

また、空間線量や有害物質は、処理施設内に設置している自動環境計測システムによ

って24時間体制で計測されており、さらに排ガスや焼却灰に含まれる放射性物質についても定期的に専門機関で測定を行い、その結果を県の方ホームページで逐次公開されているところでもあります。

本町といたしましては、災害廃棄物の処理状況はもとより、放射性物質の測定結果の報告を求めながら引き続き周辺地域の環境保全に万全を期してまいります。

次に、大綱第2、障害のある子供の福祉制度についての1点目、障害児に対する取り組みの現状と課題についてですが、障害のある子供や発達に遅れのある子供が自立して身近な地域で安心した生活をおくるためには、一人一人の多様なニーズに応じた一貫した相談体制の充実と支援が必要であると考えております。

本町におきましては、地元で身近に増段できるような体制を検討してきたところであり、平成19年度から社会福祉協議会と連携し、やすらぎ作業所を拠点に県の委託事業である療育等支援事業に取り組み、障害児の生活状況に応じた療育相談等の体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助や調整等を行い、障害児及びその家族の福祉の向上を図ってまいりました。さらに、保育にかける児童についても障害の有無にかかわらず幼児期から子供同士が交流し、意識上の障壁を解消すべく南保育所において障害児保育を実施しているところでもあります。

今後の課題といたしましては、発達の遅れや障害の早期発見ができる体制の強化、さらには発達の遅れや障害が発見された子供と保護者に対し適切な相談や指導、または医療やサービスが適切に受けられるような支援体制をより一層強化することが必要と考えております。今後も幼児期からの相談体制の強化に努め、既存の療育等支援事業との連携を図り、障害のある子供たち一人一人のニーズに合った体制づくりの強化に努めてまいります。

次に2点目、障害者自立支援法改正に伴う影響についてですが、障害者自立支援法の抜本的な改正については、いまだ不透明な状況にあり、国県からの法改正の詳しい対応等も示されていない状況にあります。現行の障害者自立支援は平成17年11月に公布、平成18年4月から本格施行という性急な制度改正で、障害状況に応じた区分の構築、そして障害者のサービス利用に伴う負担を応能負担から応益負担に変えるというものであります。また、本施行後においても改正を重ね、低所得者に対して利用者負担の無料化など新制度に移行するまでの段階的措置を講じており、本町においてもその都度、対応してきたところでもあります。

国が抜本的な見直しに向けて検討を重ねている箇所、障害者総合福祉法の中では、障害に伴う必要な支援は原則無償化、高額な収入のある者には応能負担を求めるとしながらも、国の本格的な制度改正については先送りとなっている状況となっております。今後、国の動向を注視しながら具体的な制度改正の内容が固まり次第、福祉サービスを必要とする障害者に遺漏のないよう対応してまいりたいと考えております。

次に、障害児童数の推移についてですが、本町における過去4年の障害児の手帳保持状況はほぼ横ばい状況にあります。具体的な人数ですが、平成20年度では身体障害児3名、知的障害児33名、精神障害児ゼロ名の合計36名から、平成24年度現在時点では身体障害児4名、知的障害児30名、精神障害児2名の合計36名という状況となっております。

次に、4点目、障害のある子供の親の状況についてですが、障害のある子供さんを抱

える保護者の方々については、各種の手続はもとより、お子さまの集団生活や将来的にどのようなサービスを使っていくかなどさまざまの問題を抱え、日々、ご苦労を重ねているものと考えております。このような保護者が抱える問題を少しでも解消できるようさまざまなケースの橋渡しの役割を担えるよう相談支援事業者としてやすらぎ作業所を設置し、困難事例等については会議等を開催するなど町はもとより関係機関との連携を図ってきたところであります。今後につきましても保護者の現状を把握しつつ、やすらぎ作業所との連携の強化に努め、相談支援体制をより一層充実していくよう努めてまいります。

次に、大綱第3、国民健康保険税の引き下げについてですが、先の大震災に伴う被災者に対する医療保険関係の負担軽減策といたしまして、昨年度は年間を通して窓口一部負担金の免除や国民健康保険税の減免を実施し、被災者への支援措置を講じてきたところであります。

今年度におきましても、9月までの半年間からであります。窓口一部負担金の免除措置を継続することとし、また、国民健康保険税の減免措置につきましても継続して実施すべく本定例会に国民健康保険税の減免に関する条例を提案しているところでございます。

お尋ねのありました基金を活用した国民健康保険税の引き下げについてであります。保険財政の安定的な運営を基本に3年間の事業額を算定基礎とした前回の税率改正から2年間の経過中、この間における需要実績や社会情勢の変化をとらえ、復興に向かう今後の国民健康保険運営について基金の活用も視野に入れ検討しているところであります。現在、先の大震災に伴う今後の所得水準の動向や、平成23年度の決算状況及び基金残高の最終的な取りまとめを行っているところであり、その現状把握ができ次第、基金の取り崩しを原資とした税率の引き下げに向けさらに検討してまいります。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。放射能汚染対策についてお伺いします。町の方針と実施体制ということについてであります。方針については後から確認したいと思います。

実施体制についてなんですが、答弁の中でこの間、副町長、教育長及び関係各課長等で構成する除染対策連絡調整会議あるいは職員で構成する除染対策検討会ということを設け、対応、対策を講じてきたということですが、この間のそれらの実施状況についてお伺いいたします。除染連絡調整会議の方で結構ですので、その辺についてお尋ねいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。除染対策連絡調整会議の開催状況でございますけれども、昨年11月11日から都合6回の会議を開催をしております。

6番（遠藤龍之君）はい。その前に確認しておかなければならないことがあります。この除染対策連絡調整会議というのは、あくまでも除染に対してだけの会議なのか、放射能対策、先ほど町の方針という中で放射能汚染対策、これは全般にわたって聞いているつもりなんですが、そのうちのこの今言われました除染対策連絡調整会議というのは、あくまでも除染という枠の中だけでの会議となっているのかどうか、確認したいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。この問題は震災と並行して災害対策本部で当初は担ってきた部分でございますが、対策本部を11月の初めに廃止をしたというふうなこともございますが、それ以降の対応については、基本的には連絡調整会議まで対応してきた部分もございま

すし、このほかにもご案内のとおり、毎週の課長会議等でもいろいろと検討なり情報の共有に努めてきたというのが状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。何が聞きたかったのかといいますと、この後に除染計画というのが、実施計画というのが出てくるわけですが、その前にこの対策会議というのは、この調整会議というのは、あくまでも放射能汚染全体を対象とした対策、あるいは調整の会議になっているのかということの確認ですが、その辺について簡単にお答えいただきたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的には11月の10日以降、全体的な形での場面というふうなことで運用してきております。

6番（遠藤龍之君）はい。その中で先ほど6回ほど会議を行ってきたということですが、その内容についてどのような内容のものが検討されてきたのかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。これにつきましては担当の危機管理室長の方からその辺をご説明させていただきたいというふうに思います。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい。お答えさせていただきます。その調整会議の内容でございますけれども、町長の話にもありましたように、全体的な放射能対策というふうなものについて検討をさせていただいた内容でございます。除染実施計画の策定もさることながら食品の検査関係、それから農地等の対策、そういったもろもろの情報を共有し、総合的に対応した会議となっております。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。そのほかにもというか、心配されるようなことが、あるいは町民の皆さんが不安に思っていること等があるわけですが、今、食品検査があります。災害廃棄物処理の件については検討なされたのか、あるいは放射能簡易測定器の貸し出し、これらのことについてはこれらの会議の中で検討されたかどうかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。その都度、ご指摘のような部分についての検討を重ねてきたというふうに理解しております。

6番（遠藤龍之君）はい。本当にと言うとうまくないんですけど、そういうことでいいんですね。後で確認した結果、いや、そんなのしてなかったというようなことがあってはまずいんで一応確認しておきます。そういうふうに受け止めました。

さらにお伺いするんですが、放射能簡易測定器の貸し出しについてなんですが、この間の実施状況についてお伺いいたします。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい。それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

放射能測定器の貸し出しにつきましては、6月1日から開始を始めました。所有台数は4台でございます。本庁に2台、支所に2台、計4台でございます。きのう現在の貸し出し件数ですけれども、本庁におきまして15回、坂元支所において4回、計19回となっております。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。この放射線量簡易測定機器の貸し出しについては、平成24年の臨時議会、2月だったかと思いますが、そこで52万5,000円、内容4台という、措置されて予算化されて、その後、それを買ってしようということになっているわけですが、この件につきましては、12月の議会で町長にお尋ねしたところ、町民の貸し出しは簡単にはしないということですね。その理由については、一般町民に貸し出しすると、いろんな操作の関係上、誤った結果を出すとか、それに基づいて風評被害に当たる。そういうことで貸し出しは行わないという明確な回答があったわけですが、それからこの

2月の議会で買うことになってその後の実施ということになるわけですが、その辺の状況の変化、町長の考えの変化というのはどのような背景の中であったのかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。町としてもこの放射能問題につきましては、初めての経験、町民も含めて地域全体としてこの問題に対する経験なり知識が乏しいということがございましたので、都合3回にわたる専門家を招聘する中での講演会、そういう中での知識の共有なり機運の醸成という中で、12月以降の方針を軌道修正をしてきて今日に至っているという形でご理解を賜ればというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい。軌道修正したことを否定して質問しているつもりはさらさらないんですけども、もっともっと早目に対応できなかったかという意味で質問しているんですが、そして、そういう状況の変化によって当初でなく臨時議会で対応したと。その対応後、今話を聞きますと、6月1日からの貸し出しということになっているわけですが、その4か月間、何をなさっていたのか、その検討会議といいますか、調整会議の中での対応は、今話を聞けば、即やっていたはずなんですよ。なぜできなかったのか、やらなかったのか、この4か月間の空白は何だったのか、その辺についてお伺いします。いや、やっているならやっているでいいの、姿勢の問題だから。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい。ご質問にお答えいたします。2月から6月1日に至るまでというふうな期間でございますけれども、先ほど町長の懸念されている考え方といいますか、それが考えて風評被害という言葉が大げさではありますけれども、そういった形に配慮した形で進んでまいったというふうに考えておりますし、連絡調整会議の中でもあわせて除染会議を計画を策定する中でそういったことを逐次確認してまいったというふうに認識しております。

6番（遠藤龍之君）はい。余り無理して答弁なさる必要ないと思うんですが、といたしますのは、今の答えは全く多分質問の正確な回答になっていないと思います。というのは、何のために臨時議会で買ったのかということなんです。もしそういうことであるならば、当初でも十分間に合います、あるいは6月でも間に合います。やっぱりその緊急性、必要性に迫られて、先ほどの町長の話にもありましたように、12月においてはだめだったのがもろもろ検討されて、3回のもろもろの講習会とか、そういった中でやはり必要だという大きな状況の変化があって、そしてこういう対応をしたということなんでしょう。だったらば、そのためにわざわざ臨時議会で金をつけたんでしょう。もうそうやって貸し出すなんて難しい話でもないと思いますので、これはすぐに実施されるべきの事業だったのではなかったか。しかも4台もあるんですから、その当時からそういう状況は生まれていた、要請は。ですから、これも姿勢につながるんですけども、できなかったことはできない、やれなかったことはやれない、いいんです。やっぱりそれをせっかくこの調整連絡会議あるんですから、そういうことならそういうことをもう少しこの間の動きを少し反省するところがあれば反省しながら、よりよくこの4台をもっともっと多くの人たちに使っていただけるような周知徹底、そういう方向にするべきだと思うんですが、その辺の考えについて町長。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに臨時議会での予算措置、その後の具体の貸し出しの期間の枠ということ踏まえれば、今、遠藤議員ご指摘のようなことになるのかなというふうに思いますが、これは町としても2月から3月にかけてのいろんな問題もありますけれども、

これは結果としていいわけにならない部分もありますが、もう少しスピーディーにやればよかったかなというふうに思います。

もう一つ、あえて除染計画に向けての佳境に入っていたという部分もあったのかなということでございますけれども、いずれ少し空白期間が生じてしまったということについては申しわけなく思います。

6番（遠藤龍之君）はい。ぜひスピーディーにこういったものは、せっかく金ついたので素早く対応していただきたいというふうに思います。

引き続き今、実施計画の話が出てきたわけですが、この実施計画の具体的な取り組みについてということで、これについてはようやく認められて動き始めると、今回の6月の補正でも予算措置されているということでありましたが、この件につきましても、これまさに実施計画案なんですね。実施するための計画になっているわけですが、というふうに私は受け止めてこれを見ているわけですが、この概要版だけ我々、示されたんですが、この中で具体的にどういうのというのがなかなか見えてこないということでお尋ねするわけですが、当然、これは全体の3月議会、その時々放射能汚染対策にかかわる町長の説明、報告の中で、これは当初予算3月でもう予算がついて、そして4月1日からスタートという、この件については予算はつけられていませんが、計画としては3月まで計画を立て4月からというような説明は受けておりました。しかし、そうした動きの中で国との調整がなかなかうまくいかなくて、これは山元町だけではないんですが、そういう遅れがあってようやく動き始めるということなんですが、何を言いたいのかというのは、これは実施計画なわけですよ。私の頭ではこれが決まれば、そしてこの6月補正でこれに対する予算も通ればあしたから、あしたからというか、決まった次の日から当然動いていなければならないというふうな頭で私、聞いているんですが、そういう内容の計画になっていたのかどうかということを確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。今、議員言われたように、この国との協議の経緯、若干難航していると、遅れごみだということはそれぞれお話は申し上げてきたわけでございますし、この手のやつは議会も含めまして区長さんなり皆さん方にきちんとご理解いただく中で、手順を踏まえてやらなくちゃいけないということで今日まで来たわけでございます。そういう中で今議会での議決を待つてできるだけ早い機会に実行、実施に移せますように今、鋭意準備を進めているという状況にあるというふうなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。具体的な実施スケジュールというものは、今現在、あるのかどうかお伺いいたします。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい。ご質問にお答えいたします。除染実施計画、5月24日に承認受けたわけですが、あわせて同時並行的に補助金の交付申請をしているところでございます。補助金の交付内示が出ればというふうな手順になってまいりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

6番（遠藤龍之君）はい。それはあくまでもこれが認められて、そしてつくつかつかないかという話で、実際にやるんですからもう当然この中に実施スケジュールがあって私はしかるべきだと思って、当然だという立場から聞いているんですが、といいますのは、非常に高いですよ、これを見ていると。皆さんが出したんですから、0.23から比べれば、0.23以上大したことないという認識であれば、0.35が大したことない、0.5が大したことないというふうな受け止め方になるかもわかりませんが、世間一般で言わ

れているのは、0.23を超えれば大変だというようなことなんです、とりわけ施設の方、公共施設、結構高いですよ、0.40とか、何か所か集めた中で。平均でも0.23を超えているのが既にここで示されているんですね。18施設中、12施設。その中でも最高の単位が一番多いところで0.40、0.45、0.41、坂中、ふじ幼稚園等々が示されているんです、ここで明確に。これを調査したのは相当前の時期だと思うんですが、このことだけでももうすぐに除染しなくちゃならない。そのための計画なんですから。というのは、実施スケジュールというのは当然、これに合わせて、これが通ったらばすぐに動けるような体制というのがあってもしかるべきだと思うんですが、これも姿勢の問題なんです、さらにこういったことまで含めて先ほど言った検討会議、調整会議でも十分な議論がなされて、その結果、今のようなお話しなのかどうか、もしそうであれば。ということで、実施スケジュール、できているかどうかということは今、聞いたんですよ。

町長（齋藤俊夫君）はい。お手元の資料にもあるかと思うんですが、実施計画の中では年度間のスケジュール、大まかな形でのスケジュールを描いておいて、今年度、来年度については小さいお子様方が日常的に利用される施設を中心にやりたいと、小学校なり、中学校だったり、保育所、保育園であったりということでの大きくりのスケジュールは持っておりまして、この後、早速そういうスケジュールをもとに対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。何月何日に北保育所、6月31日には山下中学校というようなことまでお聞きしたんですが、多分今までの話ではそういうスケジュールまではされていないのかなというふうに、このことについても今、町民の皆さん、大変不安、懸念を抱いている課題であります。その方々にそういう姿でも見せれば、少しでもその不安が和らぐのかなということから考えれば、ぜひこの件についてもスピードアップした事業の展開を要望といたしますか、求めるものであります。

次に、食品、放射能測定取り組み状況についてなんですが、この件については、その前に子供の健康調査ですね、このことについてはやらないという明確なお答えがございました。そのもとになったのは丸森町の検査結果ということなんです、丸森町の検査の条件といたしますか、どういう条件のもとでここではこうなされたのか。例えばマイクロシーベルトが何以上の地域、非常に高いとか低いとか、その辺の数値によって対応したのかどうか。もしそういうことであれば、どの範囲で必要だということ、丸森町ではやったのかどうかお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。すみません。ちょっとお待ちください。時間少々いただいてよろしいでしょうか。

議長（阿部 均君）ここで暫時休憩といたします。再開は3時40分といたします。

午後3時35分 休憩

午後3時42分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）保健福祉課長渡邊隆弘君、答弁願います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。大変失礼いたしました。県の有識者会議の資料の方からの説明になるんですけれども、健康への不安払拭のために健康調査の実施につきましては、仙南地域の市町村及び住民からの要望や県議会からの指摘があることから、行政として県民の健康不安の払拭のため、健康には影響がないという事実を確認する検査を文部科学省の公表データ等から判断し、県南の他の地域より空間線量が比較的高い丸森町の2地区において実施したいとの申し出があり、有識者会議で了承し、丸森の筆甫小学校、耕野小学校の方の2地区で実施するという事になったものでございます。

ちなみにそのときの線量ということでございますけれども、それにつきましては、耕野小学校が4.1マイクロシーベルト毎時、筆甫小学校につきましては2.8マイクロシーベルト毎時というふうな結果になっております。

6番（遠藤龍之君）はい。大分レベルが違うということがわかりました。

次に、4点目の食品放射能の実施状況についてですが、先ほどもろもろ数字を示していただきましたが、ちなみにその検出されたもののうちの数値について、高かったものについて100ベクレル以下だということではあります、その中での高かった数値についてお伺いいたします。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。先ほど町長がお答えいたしました、96件検査をいたしましてセシウムが検出されたものが12件でございます。その中で一番高かったものということでございますが、品物で申しますと、梅干しが100ベクレル以下ではございますが一番高かった数値のものでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。梅干しが何ベクレルあったのかということまで示していただきかけたわけですが、時間もありませんので次に移ります。

学校給食の件についてなんです、詳しい説明いただいたわけですが、結果、1学校1施設で週に何回やられるのかなということをお尋ねいたします。

教育長（森 憲一君）はい。お答えいたします。現在、この学校給食の食材の検査につきましては、機械そのものは山下中学校の体育館に設置をしております。そこに週2回、先ほど町長の方から答弁をいたしました毎週火曜日と木曜日の2回、食材をそれぞれ山下第一小学校、坂元中学校、山下中学校のそれぞれの学校給食の施設から2種類ずつを選定をして検査を実施しております。

6番（遠藤龍之君）はい。わかりました。結局1施設週に2回ということですね。はい、わかりました。

6点目の災害廃棄物の放射能汚染対策についてであります、いろいろな形で業者が中心となって線量検査しているということではあります、町がたまにやってみるといふ考えはないかお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的には先ほどご説明させていただいたように、それぞれ手分けしまして施設であったり、県の方であったりというふうなことでございますが、町の方としても定点観測をする方向で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

6番（遠藤龍之君）はい。確認なんです、これは災害廃棄物処理のことを言っているんですからね。わかりました。町でも行う考えはあるということですね。はい、わかりました。

次に、2点目の質問に入ります。障害のある子供たちの福祉制度ということについてでございます、1点目の障害児に対する取り組みの状況あるいは課題はという点でございます、先ほどの答弁いただきました。その中で療育相談等の体制の充実を図るとも

に、各種サービスの提供の援助調整云々ということで事業展開しているということですが、具体的にどのようなサービス、挙げていただければどのようなサービスの内容になっているのかお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。主なサービスといたしましては、自立支援、医療、それから短期入所、児童デイ・サービス、それから日中一時支援というふうなものが代表的なものとして挙げられるかというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい。それらのサービスを提供している施設というのは町内にあるのか、あればどこという質問です。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。この中で町内にあるというふうなものにつきましては、短期入所ということで宮城病院さんなんかは登録してあるというところがございますし、日中一時支援も同じですね、宮城病院がございます。そのほかにつきましては町外というふうな形になってまいります。

6番（遠藤龍之君）はい。このような実施状況について町では今の話であります。実施状況についてまで把握しておられるのかどうか、今、一時、短期入所、日中一時支援等々述べられましたが、その辺、そういった施設で実施されているとは思いますが、その辺の実施状況について、あるいは町外の施設という話もありましたが、その辺での実施状況について、利用状況についてつかんでおられるならばお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。実施の状況といいますと、利用者がいるかどうかというふうなところでの調べについてでございますのでご紹介申し上げたいというふうに思います。短期入所あたりですと、町外になりますが2施設、それから児童デイ・サービスですと3施設、日中一時支援で1施設は実施の実績があるということになっております。

6番（遠藤龍之君）はい。そうした町外の施設で一番遠いところはどこの施設でしょうか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。仙台市というふうなことになるかと思えます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。その際の移動というのは、だれが行うのでしょうか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。仙台市のこの施設を見ますと、たしかこのケースにつきましては親の方が送り迎えにしているというふうにとらえております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。家族での対応ということになるわけですね。わかりました、状況につきましては。

それから、先ほどの説明の中でやすらぎ作業所拠点という説明がありましたが、ここでの中心に、核となっているのかな、地域活動支援センターですね、ここでやっているのは。その辺の活動状況についてお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。その活動内容等についてはどのように説明すればというところなんですけれども、そもそも支援センターの業務内容というふうなことでまずご説明申し上げたいと思うわけなんですけれども、地域生活支援事業といたしまして日中活動の支援、あるいは地域の交流というふうなことに主眼を置きながらやっております。その中でも相談支援というふうなものに力を入れながらというところですね。さらに県の方からも、先ほども町長の答弁にもございましたが、障害者等療育支援事業というふうな委託なんかも受けておまして、そういった事業なんかを中心に行っているということになります。やすらぎ作業所というふうな名称でございますので、作業所としましては10名ほどの登録があるというふうなことになります。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。この地域活動支援センターというものについては、町が条例を出して

いてそれに基づいて活動がされているというふうに理解するわけですが、その設置目的と申しますか、そして今言われたような障害者及び障害児の皆さんの日常生活の支援、相談、創作活動、地域交流を行うというようなことで設置目的で示されているようですが、この地域活動支援センターと町とのかかわりというのはどのように理解すればいいのか、受け止めればいいのか、町長にお尋ねいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。町の方として社協の方に業務を委託しているというふうなことで連携をとりながらというふうなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。その連携をとる際に取り決め等々というのはあるのかどうかお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。やすらぎ作業所につきましては、先般、承認もいただきました町の指定管理を受託していただいている施設でございまして、定期的な連絡等、ケースの会議とか、そういったものについて連絡調整を図っているというふうなところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。どういう形で連絡調整あるいは方針の徹底と申しますか、されているのかお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。業務の内容等につきましてはいろいろ協定書なりなんなりで結んでいる基本的な部分もございませうけれども、具体的なことについては一つの指導に当たる指導員、それから相談員の方とか、それから直接こちらの方の障害を担当する職員というものでお互いに連絡調整を図っているというふうな状況でございませう。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。山元町のこうした障害者対策に対しての方針のもとになっているのは何なんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。それぞれ福祉制度に基づく制度がございませうので、その制度に基づいて基本的に実行をしているというふうなことでございませうし、一つ一つについてはそれぞれ指定管理制度であったりというふうな形で具体の運用を図るというふうなのが基本になっているというふうに理解をしております。

6番（遠藤龍之君）はい。非常に抽象的な答えでわからないんですが、山元町には山元町障害者計画、障害福祉計画とあるんですが、ご存じですか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい。大変抽象的なお話で恐縮でございましたけれども、介護保険もしかり、ご指摘の部分も含めすべて福祉制度という大きな枠組みの中でそれぞれ計画があって、それに基づいて執行されるというふうなことでそういうものがつくられているというふうに理解しております。

6番（遠藤龍之君）はい。これの期限はいつになっていますか。町長に聞いているの。あんたが最後まで答えるんだったらあんたでいいよ。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。障害者計画の年限につきましては3年間ということなんですが、実は平成23年度末で切れている状況でございませうが、特例により1年間延長するということが国から示されているところでございませう。

6番（遠藤龍之君）はい。延長というのは、いろいろこういった大震災を受けてということ、総合計画等々、そういう背景があつてのことなんですが、これがこの活動の事業の基本になっているんですね。それで、何で確認したかという、今回この後も出てくるんですが、障害者自立支援法というのが大きく変わるんですね。それはもうずっと1年間、

取りざたされているんです。これもさっきの除染計画のときと同じ理屈なんですけど、もう既に山元町としては、現場としてはこれは期限切れるのはわかっているんですから、やっぱりもうそのことについて動いていなくちゃならないのではないかとということから確認の意味で聞いていたわけなんですけど、そして、きょう取り上げるのは障害児に対しての取り決めなんですけど、障害児のことが余り載っていないんですよ。その後、確認する、先ほどの答弁にもありましたが、障害児数数の推移というのが36名で横ばい、しかし、これを見ると27名、25名とか、これは3年前、4年前のものなんですけど、明らかに17年度で27名ですか、そこで5、6年、4、5年、10名はもうふえている。そして、今後、それはふえている背景は少子化の中で実質はふえているということなんです。ということから見ると、今後、ますますこうした事業を求める方々がふえてくるのかなというふうに言われるわけなんですけど、そういう意味でも非常に大切な計画になるのではないかとということから確認をしたわけなんですけど、そういう状況にあるということにはわかりました。そして、非常に重要な計画ですからね、本当に真剣になって、さらに今後策定する場合にそうした態度で進めていただきたいというふうに思います。

そしてまた、話は戻るわけなんですけど、地域活動支援センター、やすらぎ作業所でやっている、その辺の体制が今、そういう状況にある中で本当に町の責任として本来やらなくちゃならない事業ですよ。それをお願いして実際にやってもらっているというときに、方針が余り明確に示されていないという中で、実際に現場の人たちは何を指針にやろうとしているのか、あるいはやっているのか、非常にその辺が見えてきません。その辺が町としてつかんでいるならば、今後の施策を充実させていく上で参考にはなるかと思いますが、その辺も今の時点では見えていないわけなんですけど、その辺の現状、状況についてのどのような認識を持っておられるかお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。震災ということもあるわけでございますけれども、やはり施設につきましてもいろいろボランティアの数でありますとか、そこに携わる人間というものにつきましても、非常に厳しい人材不足という状況になっているかと思えます。職員についても被災に遭ったものもいるというふうに聞いてございます。やはりここにつきましても体制整備といいますか、障害児の方々の相談、悩みというものを受け入れる体制につきましても充実を図っていかねばならないと。さらに、町との連携、管理課との連携というものをもっともっとお互いの力を相乗効果で力を発揮していかねばならないと思っております。

6番（遠藤龍之君）はい。そうした現場の声をしっかりと町長に届けて、そして町のしっかりとした方針をつくっていただきたいというふうに、そうもいかないんですが、現状をよく把握してぜひ充実した内容の計画にしていきたいということをお願いいたします。

さらに、実はさっき言った障害者自立支援法の変更、変化によって最も大きい変化を示しているのが障害児の分野が大きく変更するというふうに今、示されているんですね。これもデイ・サービス、先ほど通所サービス、そういったのが児童福祉法に戻る。その中で対応されるということとか、いろいろ中身、変化するんです。そして、そういう情報は、当然、手元に届いてなくてもマスコミ等々でそれは流されているのかなということがあります。言われている方針はいいんですが、入所サービスとか通所とか。ところが、介護保険と一緒に利用するとき施設がないというような現実があるんですね。で

すから、しかし、責任を持つのは町だと思っただけですけども、そういった際にそういったことも含めた、また戻りますが、こういった計画をつくっていかなくちゃならないのではないかというふうに受け止めているわけですが、とりあえずその部分についてこの姿勢について町長にお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本にご指摘のような施設整備あるいはサービス体制の充実を対応していかななくちゃならないという状況でございますけれども、具体のさまざまな必要な施設整備をそれぞれの自治体が完結的というのものなかなか厳しい状況でございますので、これは周辺の市町村との機能分担を図りながらできるだけ家庭の、親御様のご負担を軽減できるような形での体制づくりを引き続き進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。今、これが終わったというんですが思い出したんで質問させていただくんですが、ここには非常に重要な内容が盛り込まれているんですね。例えば緊急時災害時の安全と安心の確保ということで、災害時における要援護者の支援体制づくりに取り組む必要があるということで、もう既にこれは18年から21年までなのかな、そうですね、19年から。中でもう既に示しているんですね。そういうふうな体制があの場合で大変だったということはあるんですが、やっぱりなかったというのが一部から聞こえてきました。これは世間でも言われていることなんですが、非常に言いづらい話なんですけど、災害時ですね、仮設に入ることができなかった、民間借り上げしてくださいというようなことがあったという話、これはここで確認しません。しかし、世間の話を聞くと、どうも障害、とりわけ児ですかね、その方面のところでは問題にされているようであります。そして、山元町にも、これは私、1件しか聞かないんですがそういう話があったということだけを申し伝えておきます。ですから、それにもまして今度はこれをつくったら実践できる、実施できる、本当にこれを宝にしてやる必要があるのかなということだけを指摘しておきます。

あと、最後ですが、気になるわけですが、親の願いですね、非常に切実な願いがあります。そこで訴えられているのは、さっき言った短期入所、一時、これは障害児に対してですからね。そういったリフレッシュタイムといいますか、ずっと一緒にいるわけですよ。なかなか気が休めないという、そんな状況の中で一時的でもいいから本当に預かっていただけたところがあれば、親もリフレッシュできるというふうな施設をぜひ、ここが一番なんでしょうけれども、利用しやすい状況、環境をつくっていただきたいというような要望がありますが、それに対して町としてはどのようにその辺の要望を受け止めるか、町長にお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに大変にご苦労されているご家族の皆さんの安らぎを確保するような場面、これは大事なことかなと思っております。例えば日中の一時支援といいますか、デイ・サービスの形での体制を強化することによって一時でも親御さんが保護者としての立場での時間を解放されるというふうな、そういう機会を確保できるような充実施策が必要かなと思うところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。ぜひそういう立場で進めていっていただきたいということを求めて、3件目の国民健康保険税の引き下げについて質問いたします。

先ほどの答弁では、非常に前向きな、あるいは積極的な答弁であったのかなと受け止めております。一応確認するわけですが、答えられなければいいんですが、さらに検討

してまいりますと、最後に引き下げに向けということで、これは内容はどうあれ、今年度中といたしますか、来年度に向けてというふうな、時期的にそういう受け止めていいのかどうか確認します。

町 長（齋藤俊夫君）はい。この基金を活用した国民健康保険税の関係については、来年度から新たな税率でスタートできればという考えのもとに、既に改正に向けた作業の取り組みを指示している状況でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。これもまた前向き、来年度には実現するのかなというふうに受け止めました。

そして、今、その作業に向けてその状況に入っているということですが、その際に、実は今度はそこまで行ったんですから非常に評価しているわけですが、さらにその内容についてどの程度の引き下げになるのかということについてなんです、これはあくまで参考として聞いていただいてもいいです。

私は、正直言わせてもらおうと億の単位で基金を活用できるのかなというふうを考えているわけですが、私の調査した結果では、今現時点で、あるいは年度末で基金は多分3億前後、これは最終的に23年度の決算で、現時点で決まるわけなんです、勝手にそういうふうに見ているわけですが、じゃ本当に3億が必要なのかどうかということになりますと、とりあえずこの間の基金の当初繰り入れと最終的な取り崩し額についてちょっと見てみたんですが、この数年だけを見るならば、当初繰り入れ4,600万円、あと23年の1億7,000なんですけれどもこれは全く度外視ですね、ああいう状況で。そして、今年度が5,000万円、23年度もこの流れでいくと、4,5千万円の繰り入れで、その前に基金がいっぱい当時はありましたからね、その時分に。そして結果、取り崩し額、最終結果ですね、平成22年度は239万5,000円だけで終わったと、取り崩し額。そして、23年度、今この間の推移でいけば2,000万円程度で取り崩し額、決算もう出ていると思うんですが。そうすると、この数年間については当初、何ぼ金残しておけばという、4,000万円から5,000万円残しておけばいいという、そういう見方ができる。

それから、基金の流れからいいますと、基金は本当にあの日だけだったんです、あの年だけ少なくなったのはなぜなのかというのは、非常にこれは運営上、ちょっとどこかにあったのかなというふうな推測がされるわけですが、あのときというのは値上げをする前、決算年度末9,600万円、そのほかは軒並み3億から2億、最低でも1億6,000万円という基金の保有高なんです。先ほど言った5,000万円程度は当初でどうしても少なくとも必要だと。それが数値になるのかなと。これはあくまでも参考です、後ろで笑っている人もいるけれども、それは参考的に聞いていただければと思うんですが、そしてあとさらに、余りこういう話を蒸し返すと気分悪くなるかもわからないのでやわらかく話をしたいと思うんですが、県で示したガイドライン、あれは明確に、今、全然やっていませんからね。あくまでも問い合わせがあったときに、きのう、きょう、問い合わせしたときに、それは目安として言っているということはあるかもしれませんが、県の方針としては全くなっていません。一時期は文書で回答、それは平成15、6年で終わって、あとは国もあわせてあったわけなんです、それでやっぱり本県はないとわかっている点もそういう方向転換といいますか、その辺についてはきつく言わなくなったということだと、きつくというか、明確に示さなくなったのかなというふうに思

うわけですが、としますと、少なくともここ財政上の金の流れ、あるいは保有高等を見るならば、十分に億の単位は、こんなことを言うにあれなんです、私は2億は使えるのかなと勝手に思っているわけですが、その辺はいいです、その辺はいいですけども、私はそれでも十分、国民健康保険財政はこの間、安定な運営は可能かなというふうに金の流れから見ていますが、その辺を踏まえてといえますか、こういう話もあるんだが、その辺について町長、どう受け止められるか。そして、それを受け止められるかがいいですね、とりあえず。

町 長（齋藤俊夫君）はい。具体の国民健康保険税に向けた考え方といたしましては、保険者の立場からしますと、下げるのは簡単ですけども余り下げたり上げたり、特に上げたりはなかなか町民の立場を考えますと、つらい話でございますので極力そういう形でない保健財政の運営を基本にしないでいいのかなというふうには思っております。

いずれご指摘ありましたように、一つの国なり県の保険財政運営の目安、これはやっぱり一定のものは持ち合わせていませんと、秩序を維持するというふうな上では多少古い考え方であっても一定のものはよりどころにしていきたいなというふうに思います。いずれその考えをうちの町に当てはめた場合、今回の被災の状況での町民の皆様の生活の実態とか、保険財政運営の安定的な運営というふうな、この辺をにらみながらガイドラインに拘泥することなく対応できるものは対応をしていければなというふうに思いますし、これからの要所要所での検討の考え方につきましては、議会の方ともいろいろご相談をさせていただきながら最終的なまとめをしていければというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい。もう一つ、参考にする必要もないんですけども、単年度収支で見ても、これは全く借りたりなんなりというのがない収支ですね。でも、この間大体2,000万円ぐらいの赤か、黒かだけなんです、実は。単年度だけを見ると。何で動いてきたかという、基金から借り入れて、当初、結果やっていくうちに結局残ってまた基金に戻す。そういう繰り返し、だから単年度収支だけを見れば、健全と言って2,000万円くらいですから、十何億の世界で2,000万円くらいですから健全と言ってもいいのかなというふうに、と言わなくても人から責められるような内容ではないかと。実はそういう健全運営を国民健康保険はやっているんです。ただ、その時々金の動かし方が不安で基金を多く持っているということだと思ふんです。そういうことも含めて、参考にしてぜひ本当に国民健康保険の世帯者の、あるいは被災者の生活の実態に見合った引き下げをぜひ検討されたいということを求めます。最終的にその辺の姿勢、取り組みについてお願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。縷々ご意見、ご提案もいただきましたので、その辺を十分踏まえ、また先ほど申し上げましたように、要所要所で議会の皆様方の全体の意見も賜りながら来年度に向けて作業を進めてまいりたいというふうに思います。

それから、先ほど遠藤議員から放射能の問題についてご質問いただいたわけですが、この機会にちょっと時間をおかりしまして、実は文部科学省が仮設庁舎の東側に設置しておりますモニタリングポスト、これの絡み、ちょっとだけ触れさせていただきたいんですが、実はこれは定時情報、定点情報として毎日、マスコミの方に紹介される測定ポイントになっているわけですが、最近ですと0.05なり、0.06マイクロシーベルトという値がございまして、町全体として、例えばお隣よりもちょっと低いんだがどうなっているんだというような問い合わせ等もあるわけですが、

その辺の問題もこの機会に解消しなくちゃいけないというふうなことで先般から文部科学省と調整しておりました。ようやくこの不自然さを解消できるめどが立ちましたので、順調にいけば今月末までに皆さんにおおむね町の平均的な感じとしてとらえてもらえるような形の移設、この工事を進めたいというふうに思っておりますのでご報告させていただきたいと思います。

議長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）ここで暫時休憩といたします。再開は4時35分といたします。

午後4時23分 休憩

午後4時35分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

議長（阿部 均君）10番岩佐 隆君の質問を許します。

岩佐 隆君、登壇願います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長、10番です。

2012年第2回議会定例会におきまして、被災者支援対策について、震災復興計画について、大綱2件8項目の観点から一般質問します。

まず初めに、大綱1件目の被災者支援対策についてであります。

東日本大震災から1年3か月が過ぎましたが、被災された皆様も少し落ち着きを取り戻しつつありますが、仮設住宅に住みながらも今後の住まいの確保、定住化できる用地の確保、生活基盤の確立や健康面、心のケアの対応、被災者の皆様はいろいろな思いを持ち震災から日々の生活を送っているものと思います。

そのようなことから、皆様の支援については多岐にわたる支援が望まれているところであります。震災直後は食べ物、ガソリンがないということで食料、日用品等の生活物資の確保や生活拠点の確保が緊急的な課題となり、必要な物資の確保を図りながら一日一日進んできたものと思われまます。

あれから1年以上たち、本町も応急仮設住宅130戸、県による民間借上賃貸住宅の借り上げ700、被災住宅の再建、補償などの各住宅支援、応急仮設住宅支援の対策により安定した生活を確保できるようになってきた部分もございます。住宅の復興については、災害公営住宅を中心とする公的住宅供給を進めながら集団移転事業により用地の確保、住宅建設により被災したニーズに対応する住宅の確保につなげていく必要があります。また、住宅修理や新たに家を建てる場合でも住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資を活用することで住宅の再建を支援していくことが必要であると思われまます。

さらに被災者の生活相談や心のケア、資金面での支援や仮設住宅での要望、修理、保健衛生の向上などの幅広い被災者支援を行っていく必要があります。今後は被災された皆様が自立できるためにはどのような行政での支援が必要なのかを考えていくのが重要な課題であるかと思われまます。

そこで、本町でも4月から組織を再編して新たに被災者支援室を立ち上げました。これから被災者支援の充実に向けてどのような支援対策を講じていくのか。

大綱 1 件目の被災者支援対策について 5 項目についてお伺いします。

(1)被災者生活再建制度災害弔慰金・負傷・損害見舞金の支給件数と支給額、災害援護資金・生活復興支援資金の利用状況についてお伺いします。

(2)仮設住宅の修理状況と対応について。

(3)仮設住宅の下水道利用世帯と合併浄化槽世帯の世帯数と料金格差への対応策について。

(4)義援金の誤支給の対応と対策について。

(5)今後の被災者支援の充実に向けた支援対策について。

以上、大綱 1 件目の 5 項目について伺います。

次に、大綱 2 件目の震災復興計画のうち、防災力向上プロジェクトについてお伺いします。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、日本観測史上最大のマグニチュード 9.0 を記録した地震と大津波により、かけがえのない尊い生命と財産、これまで築き上げてきた文化的財産をも奪い去るとともに、住宅、農水作業施設、交通網、行政機能など広範囲、多岐にわたり地域の社会的機能が壊滅的となり、社会的、経済的活動に甚大な被害をもたらしました。

本町でもこの地震と大津波により 632 名の尊い命が奪われて、4,338 棟の住宅の全半壊、一部損壊があり、本町の公共施設や道路、防潮堤などの社会インフラ、農業・水産施設を含め大きな被害を受けました。

そこで、今回の大震災の猛威や体験を教訓としてハード面では防災施設の復旧や国の事業での防潮堤の復旧、防災緑地帯整備や緊急避難施設整備、2 線堤、3 線堤となる道路の整備、避難路としての東西道路の整備等により町の安全性を高めるとともに、ソフト面では住民による自主防災組織の再編、活動の充実や被災時にも利用可能な情報伝達システムの再構築、地域防災計画の見直し等のハードとソフトのバランスのよい防災体制の整備をしていく必要があると思われま。

また、被災体験を後世に語り継ぎ教訓として生かしていくためには、小・中学校や生涯学習における防災教育や防災意識向上に向けた取り組みも災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりには最も重要な部分ではないかと思ひます。震災復興計画の重点プロジェクトの防災力向上プロジェクトとして 9 事業で安全・安心な地域社会の実現に向けての計画がスタートしております。

大綱 2 件目の防災力向上プロジェクト 9 事業と今後の防災体制の整備について 3 項目にわたりお伺いをします。

(1)各 9 事業の現状と進捗について。

(2)防災訓練の実施の考え方と防災教育と防災意識向上に向けた取り組みは。

(3)消防防災機能の充実と防災体制の整備について。

以上、大綱 2 件 8 項目にわたり一般質問とさせていただきます。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願ひます。

町長（齋藤俊夫君）はい。岩佐 隆議員のご質問にお答えいたします。

大綱第 1、被災者支援対策についての 1 点目、被災者生活再建支援制度など各種支援制度の利用状況についてですが、被災者生活再建支援制度については、住居の被害程度等に応じて支給する基礎支援金が対象者 2,991 件で、現時点での支給件数が 2,6

16件、支給総額が2億5,810万円となっております。また、住宅の再建方法に応じ支給する加算支援金は861件で、支給額が1億8,670万円となっております。

災害弔慰金は、震災により死亡された方で本町に住所を有している方のご遺族に対し支給するもので、支給対象者576名、うち支給件数が566名で、支給総額が1億7,000万円となっております。

負傷損害見舞金はこの震災により負傷し、療養期間によって支給される制度で、9件20万円支給しており、損害見舞金は住宅が半壊以上の世帯に対し、延べ3,258件、1億4,733万3,000円を支給しております。

災害援護資金は震災により負傷または住居、家財に損害を与えた方に対し、生活再建に必要な資金の貸し付けを行う制度で、貸付件数は90件、2億1,550万円であります。

なお、生活復興支援資金に関しては、社会福祉協議会が被災した低所得世帯に当面の生活に必要な費用の貸し付けを行う制度となりますが、現在までの利用状況は1件、85万円となっております。

次に、仮設住宅の修理状況と対応についてですが、入居者の方からの連絡を受け町の職員が直接対応するほか、修理箇所の状況により県のプレハブ協会等に依頼して対応することとしております。今年度に入ってから県のプレハブ協会等に依頼した件数は4月から6月12日までで75件あり、主な修理内容は風除室の雨漏りやアコーディオンカーテンの修理となっております。なお、その修理の内容によっては有償となる場合もあり、県から示された統一基準に基づき個別に対応しているところであります。

次に、3点目、仮設住宅の下水道と合併浄化槽の利用世帯数と料金格差についてですが、旧坂元中学校、町民グラウンド、町民グラウンド北、ナガワ仙台工場内の仮設住宅387世帯については、下水道区域内に建設していることから下水道の使用料をご負担いただいております。下水道の区域外に建設したその他の仮設住宅643世帯は、住宅の敷地内に共同処理を行う合併浄化槽を設置いたしております。その保守点検等に係る費用については県から交付される応急仮設住宅共同施設維持管理等補助金を充当できることから、個人負担ではなく補助金で対応してきております。ご指摘の料金格差については、震災直後の混乱期において被災者が一日でも早く仮設住宅に入居できるよう用地の確保や建設に取り組んできたことから、すべての仮設住宅を同一規格、同一条件としていくことができなかつたことに起因するものであります。

なお、今後の下水道及び合併浄化槽の取り扱いにつきましては、不公平の是正の観点からも他の自治体の例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目、義援金の誤支給の対応についてですが、6月7日付の新聞でも報道されるなど、被災者の方々をはじめ、義援金のご支援を賜りました全国の皆様に対しましても、このように誤った事務処理となりましたこと、大変申しわけなくこの場をおかりし、心よりおわび申し上げる次第でございます。

このたびの支給ミスは、3月末に既に口座振込をしておりました国の第3次配分、及び町の第2次配分の義援金の加算配分の振り込みの際に発生したものであります。今回の義援金では、津波浸水区域にお住まいの方のうち、仮設住宅等の未利用者に対する加算配分があり、その確認作業を行った上で5月22日、対象者の方々の口座に国加算配

分10万円、町加算配分1万1,000円、または1万5,000円の追加振り込みをいたしたものでございます。しかし、今回の義援金の加算対象には要件があり、平成23年12月28日以前の仮設住宅やみなし仮設住宅等の未利用者及び同期日以前に世帯全員が死亡した世帯については支給対象外との条件がありました。その確認作業の中で、町管理の仮設住宅入居者や県から提供されたみなし仮設住宅等利用者リストからの見落としなど事務的なミスが原因で誤って支給したものであります。

誤支給の事実が判明した5月25日以降、再度対象者の確認作業を行い、支給対象外であった被災者の方々に電話連絡をとり、誤支給に係る事情を説明し、謝罪するとともに、おわび並びに義援金返還依頼の通知を発送し、義援金の返還についてお願いをしてきたところであります。

なお、誤支給に係る義援金の回収に当たりましては、町内の方については直接訪問し、集金する方法や、町外に居住されている方については、振込手数料がかからない郵便振込用紙での返還をお願いしたところであります。

今回の誤支給の件数につきましては、仮設利用者等に係る誤支給が24件で、274万4,000円、世帯全員死亡世帯に対する誤支給が90件で1,035万円となっております。誤支給による114世帯の方々に多大なご迷惑をおかけしましたこと、重ねて心よりおわびするとともに、今後、このようなミスが発生しないよう事務執行に努めてまいりたいと思っております。

次に、5点目、今後の被災者支援の充実にに向けた支援対策についてですが、防災集団移転や新市街地の早期整備による被災者の生活再建の実現までには今なお一定の期間を要することから、仮設住宅入居者を初め被災した方々に対しまして引き続きさまざまな支援が必要であると認識しております。

このため、本年4月の機構改革により、被災者に対する支援窓口の一元化を図るため被災者支援室を設置したところであります。主な被災者支援といたしましては、町内に居住する被災者に復興に向けた各種情報はもとより、生活情報や防災情報等を発信する臨時災害FM放送局を運営するとともに、仮設住宅における孤独死や身体機能の低下を防ぐため訪問事業や健康相談会、配食サービス等の提供を継続して実施しております。

また、今年度から新たに仮設住宅に居住する50歳以上の方々に対する健康増進と安否確認を目的とした機器を導入し、定期的に保健師が訪問し、支援する見守り愛ネット事業に着手いたしたところでございます。

町といたしましては、今後も被災者支援の拡充に努めますとともに、山元復興応援センターを核としてコミュニティの再構築や安全で安心して生活を送れる仮設住宅の環境整備、さらには仮設住宅入居者以外の被災者支援にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、震災復興計画についての1点目、防災力向上プロジェクト9事業の現状と進捗についてですが、初めに防潮堤復旧事業については、国土交通省と農林水産省が事業推進に努めているところであり、6月4日現在、建設海岸では約49パーセント、農林海岸では58.3パーセントの発注を完了しており、今後、平成27年度の完成を目標に事業の進捗が図られております。

津波多重防御機能等道路整備事業については、2線堤機能をあわせ持つ県道相馬互理線は、県整備の事業となりますが、先般の第2回復興交付金において調査測量費及び用

地買収費等の配分が認められたところであります。また、3線堤機能を持つ幹線農道の整備については、事業の優先度を考慮した上で引き続き復興交付金の要望をしていく予定であります。

防災緑地整備事業については、復興交付金事業の総合マネジメント業務により現在、基本構想を検討中であり、今後、防災集団移転促進事業の進捗や移転跡地の利活用の方針とあわせて協議設計、実施設計を進めていく予定であります。

緊急避難施設整備事業については、緊急避難施設は防災緑地ゾーンの基本構想検討の中で施設の規模及び配置について今後、検討する予定であります。

備蓄体制再構築事業については、現在、大規模災害時に必要とされる備蓄品を指定避難所でもある学校教育施設等の空きスペースを活用し、補完しているところですが、東日本大震災における指定避難所運営等の実績や今後の被害想定等を検証し、備蓄体制の適正規模の検討を進めてまいります。

津波避難誘導標識整備事業については、幹線町道等の復旧工事を進めている段階であり、今後、町のランドデザインや今後の避難道路等の整備計画との調整を行いながら、より効果的な誘導標識の整備を検討してまいります。

情報伝達システム再構築事業については、防災行政無線屋外子局の一部を仮復旧している状況ですが、モーターサイレン、子局整備等を含む防災無線の本復旧については、本年12月完成を目指し事務を進めております。あわせて多様な情報伝達手段の確保に向け検討してまいります。

ハザードマップ作成事業については、宮城県が地形データ作成のための基礎調査を行い、今年度に津波浸水予測図や避難想定を作成を行うこととしていることから、今後、宮城県と関係機関との連携を図りながら作成に取り組んでまいります。

最後に、放射能対策事業については、平成24年度から28年度までを計画期間とする山元町除染実施計画を対象の軸に据えるとともに、放射線量測定器の貸し出しや、食品等放射能測定器による検査、正しい知識の普及啓発などきめ細かな対応ができるよう組織的な取り組みに努めていくところであります。

次に、2点目、防災訓練の実施と防災教育と防災意識向上に向けた取り組みについてですが、防災訓練は宮城県宮城県民防災の日である6月12日に、役場来庁者等の安全確保を図ることを目的とした危険回避行動訓練に加え、東日本大震災直後、通信手段のかなめであった電話回線がつながりにくい状況が続いたことなどを踏まえ、災害対策本部と消防団や各小中学校と連携し、トランシーバーを活用した通信情報訓練を実施したところであります。今回の訓練は国の中央防災会議で示された地震災害等対応訓練の実施事項例8項目のうち、初動体制等危機管理体制の検証、情報収集、伝達等の訓練を取り入れて実施したところですが、今後は多様な防災訓練を計画的かつ体系的に実施するなど組織的な災害対応能力の向上が図られるよう取り組んでまいります。

また、防災教育と防災意識向上に向けた取り組みについては、東日本大震災を教訓とし、教育委員会と連携を図りながら、子供たちがみずからの危険を予測し、危険を回避する能力等を高める防災教育に力を入れるとともに、災害時における行動を再確認するための啓発チラシの配布や年度を通じた計画的な防災訓練を推進していくことにより、町民一人一人が防災に対する正しい知識を身につけ、みずから日常においていかに備え災害時に何をすべきかについて考える機会となるよう、さまざまな機会を通じ啓発し

てまいります。

次に、3点目、消防防災機能の充実と防災体制の整備についてですが、町民の生命、身体及び財産を地震等の災害から守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するためには、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図るとともに、東日本大震災の検証結果等を踏まえた山元町地域防災計画の見直しを軸に消防防災機能のさらなる充実と防災体制の強化を進めていく必要があると考えております。

なお、計画の見直しに当たっては、国の防災基本計画の改定や平成24年度中に改定が予定されている宮城県地域防災計画の策定内容等を勘案し、甚大な被害をもたらした東日本大震災に対する本町の経験や対応等の検証を行いながら、より効果的な消防防災機能の充実と防災体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今回被災者の支援対策のうち、(1)の部分で、先ほど答弁いただいた基礎支援金の対象者2,991人に対して2,616件なんですけれども、これについてどういう内容なのか、多分被災者の人たちはお金が幾らでもほしいという部分があって、申請の段階でのことなのか、その辺について中身を教えていただければなと思います。

被災者支援室長（佐藤兵吉君）はい、議長。ただいまの基礎支援金の2,991名と支給件数の2,616名の差でございますが、世帯全員が死亡している世帯が約135世帯ほどございます。それから、家屋の半壊で解体された方、本来は基礎資金の対象になるわけなんですけど、その方がまだ66軒ほど申請していない状況でございます。そのほか、個々の事情等により申請していないということでのこの差となっております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、制度内容をわかっている申請しないということでは理解しているのかどうか。今お話を聞くと、135件については亡くなっているということで申請できない。あと66件については家屋の部分で半壊ということで申請していないということ、これは申請するような形で考えている人たちなのか。あと全体で375件なんですよね。この人たちは制度を理解しながらも申請しない、あるいはできないということなのか、その辺についてちょっと確認をしたいと思います。

被災者支援室長（佐藤兵吉君）はい、議長。そうですね、一応長期入院している世帯とか、あと介護施設とかに入っている方、そしてまた、住民票が本町にはございますけれども他県へ移住している方なんかもあるかと思います。そのようなことで、この支援金の申請につきましては平成25年の4月10日まで受付が延長されておりますので、その中で今後、申請の方、対応していきたいと考えております。

10番（岩佐 隆君）はい。制度を理解していて申請をしていないと、時期を見て申請するんだということであればいいんですけれども、制度がわからない、なかなか申請できないという人たちには、やはり制度を履行してもらいながらきちんと支援できるような、そういった形を震災復興室の方で対応していくべきだと思いますので、その辺一つ、今お話をしておきたいと思います。

あと、加算支援金の関係で861件、これについてはまだまだ今からの住宅の建設をしていったり、あるいは処理をしていくという中で多分件数がふえていくと思うんですけども、その辺の状況についてお伺いします。

被災者支援室長（佐藤兵吉君）はい。この加算金の申請状況なんですけれども、平成23年度が7

28件、24年度になってから6月上旬の締めで57件というふうなことで、今後、住宅の再建等、そういうふうなことが進むにつれてこの利用についてはふえていくというふうに考えておりますので、その辺のPRも今後兼ねながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。町長に、第1点目で今回支援金のいろんな制度、あるいは貸付金、あるいは各種被災者が受ける制度、それについてはせつかくの支援者支援制度でありますので、今も担当の室長にお話ししたように、やはり対象者に有効に制度を利用してもらうような形で、町としての今まで以上の情報発信や制度の理解を考えて進めていただくように町長の方からもぜひ指示をお願いしたり、情報の発信をするような形をとってほしいと。その部分について答弁をいただきたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。被災直後から被災者の方に少しでも早く、スムーズな形で必要な支援をしたいというふうなことで町のOBの支援、あるいは県内の自治体なり県の皆様のご支援をちょうだいして、なおかつ阪神淡路大震災のときに西宮市が開発した被災者支援システム、これをいち早く導入いたしまして、結果としては岩沼市に次いで支給事務が円滑に進んだような状況が確認できているわけですが、いずれ今ご指摘のあった関係につきましては、まだこれからの部分、ございますので、引き続きPRに努め、スムーズな支給の事務処理に努力していきたいというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい。次に、(2)の仮設住宅の関係の修理状況と対応についてと、これに移りたいと思います。これについては、4月から6月、これは2か月とちょっとなんですけれどもこれで75件、多いか少ないか、その辺は室長にちょっとお伺いします。

被災者支援室長（佐藤兵吉君）はい。4月から被災者支援室の方で一括して修理等の問い合わせも受け付けて行っておりますけれども、多いかどうかということで質問なんですけれども、結構毎日2、3件の問い合わせとありますので、その住宅に対するいろんな問い合わせは大変多いなというふうなことで感じております。

10番（岩佐 隆君）はい。通常の住宅だと、そんな修理は間違いなくないと思うんですよね。それで、2か月半の間に、多分その前もあったと思うんですよね。対策室の前も多分修理なんかもあったと思います。それで、結構私、多い数だなと思って今見て、それから今室長から聞いても多いという形なんですけれども、やはり仮設住宅そのものが仮設ということなんでこんなにきちっとした形で作られていないという部分もあるのかなと思うんですけれども、ただそうであれば、今度、一応2年3か月という形から1年1年の延長を認めると。そういう部分で考えると、やはりもっと修理の中できちっとした対応を考えていくべきではないかと思うんですけれども、その辺について後で町長から答弁いただくとして、前段で修理内容の部分で多い修理が一応アコーディオンカーテンと雨漏りという形で書いてあったんですけれども、このほかにどういうことが大きなものであるのかお伺いします。

被災者支援室長（佐藤兵吉君）はい、議長。先ほどお話ししました風除室の雨漏りとかアコーディオンカーテンのほかに、多いものと、トイレ関係で水漏れとか換気扇のふぐあい、あとサッシからの雨漏りとか、それからちょっと室内での湿気等による問い合わせとか、そういうのが大変多い状況にございます。

10番（岩佐 隆君）はい。結構今のお話を聞くと、アコーディオンカーテンだけでなく多岐にわたって仮設住宅の修理を被災者の皆さんがされているという現状にあると、そういうふ

うに理解しましたけれども、それについて本来だと県の施設、町の施設、そういう形がありますから、やはりきちっと対応してやるべきだと思うんですけれども、ここに県から内示された統一基準という形でそれで個別に対応すると、そういう形ですけれども、この県から示された統一基準という部分、それについては各細かく要項等で示されているのかどうかかわからないですけれども、大まかにはどういう形なのか説明をお願いしたいと思います。

被災者支援室長（佐藤兵吉君）はい、議長。これは県のプレハブ協会の方が県と協議をしまして示された内容でございますけれども、ふぐあいの申し出を受けてプレハブメーカーの方に対応をお願いしているわけなんですけど、施工上の瑕疵がなければ修理代等は有償となります。そういうふうなことで、無償、有償の区分についてはその状況に応じて現場を確認しながらメーカーの方で判断をした形で対応するというふうな流れになっております。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。施工上の瑕疵というと、どの辺を指しているのかわからないんですけれども、多分根本的なものだと思うんですよね。ただ、余りにも件数も多いし、多岐にわたるといって、特にメーカーで、山元町の場合、町長の考え方でできるだけ早く仮設住宅を被災者に支援したいという部分があっといういろいろなメーカーが入ったりしているんですよね。その部分で多分メーカー的に全部同じような形で同じような部分が故障しているということではないと思うんですよね。その辺がどうなのか、具体的に例えばメーカーでこの部分については結構多い修理があるんだよと、そういう形で各仮設住宅の中で多い住宅というか、件数にもよると思うんですけれども、そういう部分がきちっとあるのかどうか、お伺いできればなと思います。

被災者支援室長（佐藤兵吉君）はい。一つ例にしますと、アコーディオンカーテンにつきましてはほかの仮設からもあるわけなんですけれども、特に多いのが町民グラウンドとか、この辺がアコーディオンカーテンについては問い合わせが多いという現状でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。使い方の面も多少あると思うんですけれども、ただ、やはりその仮設住宅の地域によって、あるいはメーカーによってそういうふぐあいが多いいいことであれば、私は瑕疵の問題でない。きちっとそのメーカーに保証させていくべきだと。お話を聞くと、個人負担だという話が例えばあるんですよね。そういう部分はきちっとメーカーに言ったり、あるいは県のプレハブ協会と話ししたり、町として本来前段の答弁の中で、やはり同じような形でできなかったという部分については、被災者がそういう形でやったわけでも何でもなく、町でできるだけ早く仮設住宅に対応したいという思いで、一応行政の一つの進め方の中でやったと思うんですよ。その部分を考えると、被災者には何の落ち度もないと。同じような仮設住宅で同じようなプレハブで、そういった形でずっと生活している中で、やはり修理が生じるというのはきちっと対応してもらえる部分だと思うんですけれども、その辺で町長にお尋ねします。

今お話ししたように、実際に修理が出てきていると。その出てきている現状を考えて、あるいはある地域で出てきていると。それを瑕疵、県とプレハブ協会が示している統一基準に基づいての整備上の瑕疵という形の考え方でなくても私は対応していくべきではないかと思うんですけれども、その辺は町独自の支援、あるいはプレハブ協会で支援する、あるいはそのメーカーが支援する。その部分は別にしてもきちっとやはりこれからそういう現状を踏まえて対応を考えていくべきだと思うんですけれども、何でかという

と、先ほど言ったように、2年半からこれから1年、1年と延びると。そういう現状をきちっと考えながら被災者支援の部分で私は対応すべきだと思うんですけども、その辺についてご答弁いただきたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。もともとプレハブでの生活期間、災害救助法の絡みでいくと、2年程度というふうなものがベースになっている仮設住宅のグレードといいますか、施工の内容ということだろうと思いますが、お使いいただいている中でいろんなふぐあいが出てきているということでございますので、ご指摘のように、少し傾向と対策を分析をする中で、利用者の方の都合でふぐあいが出てきたのか、あるいは短期間で施工を余儀なくされた部分とか、先ほど言った基本的なグレードの問題ですね。いずれ施工上の瑕疵、これの関係がどういうふうな関係になっているのか、少し精査をする中で必要な対応を検討をしていきたいと。あるいはまた、県の方ともその辺、相談しながら入居者の方々の不利にならないような形での対応ですね、どこまでできるのか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。検討するということでありますので検討していただけるとは思うんですけども、ただ何回もお話しするように、やっぱり1年1年、被災者の人がこの仮設住宅をなかなか出られない状況にあるというのが一つと、あとそれに伴って、やっぱりあくまでも仮設なんで修理が発生してくると。そういう部分をきちっと考えていただきながら対応すべきだと思いますので、十分その辺も検討に入れて対応をするようお願いしたいと思います。

それで、次に移ります。(3)の下水道の関係と合併浄化槽の取り扱いについて、これについて例えばこの387世帯、1世帯当たりの平均で年間どのくらいかかるのか、下水道世帯、それをお伺いします。

被災者支援室長（佐藤兵吉君）はい、議長。現在、公共下水道を引いている坂元中学校跡、町民グラウンド等で約2か月で平均でおおむね5,000円程度ということで確認しております。

10番（岩佐 隆君）はい。5,000円で387掛けると金額出てくると思うんですけども、そのくらいが全体の下水道に入ってこられたと思うんですけども、実際に他自治体も参考にして検討していきたいという答弁ございましたけれども、他自治体、ただ互理なんかは全部公共下水道のエリアなんですね、岩沼なんかも。ほかの自治体でやはり公共下水道と下水道を併用して仮設住宅で使っている自治体、これについてはこの答弁から見るとあると思うんですけども、どのくらいあるのかその辺、確認したいと思います。

被災者支援室長（佐藤兵吉君）はい、議長。一応県内の状況なんですけれども、今お話ししました互理町さんにつきましては下水道のみというふうなことでございます。山元町と同様に併用で使っている自治体が石巻、塩竈、東松島、七ヶ浜、あと女川というふうなことで5市町でございます。その中で通常下水道につきましては全市町村個人負担という現状になっております。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。今、お話を聞いた中で5市町、あと利便性のいい、そういった地域を仮設住宅の用地として選んで、それで多分環境的にもきちっと整備されるような形になっているものと思うんですけども、ただ、今回私が質問として出した中では、やはり2か月で5,000円ということであっても、最初仮設住宅を急ぐ中できちっと説明会の中で合併浄化槽の関係と下水道の関係を説明して、ちょっと私は記憶はないんですけど

れども説明した中でどうなのか。そして、具体的にこれから同一規格、同一条件でできなかったというのは、町として今までの答弁の中でありますので、そして仮設住宅を結局我々がなかなか選べない状況もあったんでその辺をきちっと考えていただきながら、ぜひこれから前向きな検討をしていくと、そういうことでぜひ知恵を絞っていただいて制度、あるいはいろいろな支援の中で対応策を考えて同じような形で被災者が、あるいは被災者支援できるような、そういった方向で考えていくと。そういうことを検討していただくように町長にまずお聞きしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的にはバランスといいますか、不公平感をどういうふうに見るのかということだと思いますので、まず先ほどもお答えしましたけれども、他の市町村の対応なども参考にしながら、少しでも不公平感のないような形でどこまで検討できるか、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。それでは、(4)点目の義援金の誤支給の対応、これに移りたいと思います。これについては先ほど答弁の中でもございましたように、6月7日に新聞に出ておりました。亘理町もその何日か前に誤支給の関係出て、先ほど詳しく町長の答弁でいただいた部分がありました。ただ、今回見ますと、大分金額が精査してみると多いと。そういうことでございますけれども、やはり本来であると、きちっと事務的なミスなりという形であっても被災者の皆さんに1回お支払いをした部分、それを返してもらうということですから、やはり議会にもきちっとした報告がなされるべきだと。それが新聞報道でいち早く報道されるという形の経緯、これについては今まで執行部と議会の関係できちっと議会に対しても説明をしていただくと、そういうことをお話を申し上げたこともあったんですけれども、それについてどういう形で発見されて、そして、やっぱり発表の段階できちっと議会にもお話しすべきと思うんですけれども、その辺について町長から答弁いただきたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。この経緯につきましては、今、岩佐議員も触れられましたように、残念な支給ミスが他の自治体でもあったということが取り上げられた中で、おたくの方もどうなんでしょうかというふうな照会が担当課の方にあったと、そういう流れの中で山元町の分についてもマスコミの方に取り上げられる状況になったと、そういう経緯がございましたので、ご指摘のありました議会へのご説明というふうなタイミングをある意味、失ってしまったのかなというふうなことでございますので、その辺の前後関係、ご理解賜ればというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。それで、なかなか時間がなくて説明できなかったと。ただ、本来、7日に新聞報道になってきょう、私の一般質問で後の部分について1週間たっているんですけれども、仮設の利用の件数で先ほど答弁いただいたので24件、世帯全員の死亡に対するもので90件、114件で全体で額で合わせると1,309万4,000円かな、この額、間違いないかどうか、そのくらいの額が出てきているんですけれども、これについて、例えば事務的なミスの重大性、あるいは被災者に対するそういった部分、あと支援を善意でいただいた人たちのことを考えたら、できるだけ早く精査をして、全体で114件、早く出して早く間違いに気づいていくべきだと思ったんですよね、ミスを見つけて。その辺はこの1週間の中でどういう形だったのか。具体的に新聞には別な部分、死亡者の部分もありますよと書いてあったので、探すというよりもその部分だけ拾ってある程度、精査していけば件数も金額も2、3日で出せたと思うんですよね。その辺の

事務的な部分でどうだったのか、前段でお聞きできればと思います。

被災者支援室長（佐藤兵吉君）はい、議長。この誤支給が判明したのは5月の25日に判明したところでございます。そこからうちの方の支給した方々のデータと死亡の確認というふうなことをしまして、新聞報道では6月7日に28件というふうなことでございましたが、そのほか、支給内容等を確認しましたところ、死亡した世帯には支給しないというふうなことも判明してその精査していた途中での新聞発表というふうな形になってしまいましたので、ちょっとその辺での数の差というふうなものが出たものでございます。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。5月25日に判明して大分時間かかったと思うんですけども、そのくらい、今、パソコンの時代なので照合するのに時間かかるものかどうかあれなんですけれども、やはりそういったことを考えると、できるだけ早くそういったミス、ミスは多分行政する中では幾つかは出てくると思うんですよ。それをいち早く解決できるように対応していくと、それがやはり事務的な部分での務めであると思いますので、これからはミスが発生しないようにしていくというのが一つですし、あと町長答弁にもあったように、義援金の被災者への支給に対するチェック、こういう部分についてもこれからやはり考えていくべきかなど。別な新聞報道の中で、あれは詐欺ではあったんですけども、偽って義援金を支給する、そういう形で考えると、やはり支援していただいた皆様に非常に申しわけないので、事務屋あるいは行政とすればチェック体制をきちっとしながら対応をしていくと。それを心がけていかないとだめだと思うんですよ。

ただ、対象者にはきちっとお出しすると。ただ対象でない皆さんには、それは対象外ですよときちっと言えるような形での制度の運用、これを心がけていくべきだと思うんで、その辺について町長からご答弁いただきたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘のとおりでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。次に、仮設住宅、被災者支援の関係で最後ですけども、町長答弁にあった部分からちょっとお話しさせていただきますと、やはり被災者支援という形で考えると、ハードとソフト、あるいは多岐にわたると。前段の私の今回の一般質問でお話しさせていただきましたんですけども、今回については一応対策室中心という形ではありますけれども、全体の被災者支援、これが必要になってくると思うんですよ。それで、今回答弁の中であったことじから始まったアイネット、この事業でどのくらい対象者がいて、実際に見終わってどうなのか、その辺についてまず最初にご答弁いただきたいと思います。

被災者支援室長（佐藤兵吉君）はい、議長。見守りアイネットの利用者ですけども、全体の仮設でひとり暮らしの50歳以上というふうなことで対象が167名ございます。現在の利用が32名、それから仮設以外の方というふうなことで6名の方が利用しておりまして、現在、合計38名の方が延べ利用されているというふうな現状でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。38名が利用して、見守りですから具体的に回って歩いて健康状態なり、この38名については自分の申し出でやるのか、あるいは50歳以上というある程度の枠の中での対象ということなのか、その辺がちょっとわからないのでまずお伺いします。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい。お答えします。対象者については、全員戸別訪問をしまして対象者の方々に利用も確認させていただいているところです。

それから、内容につきましては、見守りアイネットについては血圧計、それから体重計、歩数計の3点セットで利用者の方に使っていただいて、そのデータを送る装置がありますのでそのデータに基づいて保健師の方が毎日チェックをして、なお必要な方には訪問指導させていただいているというふうな状況です。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。全体的に仮設住宅に入っている人たちの中で孤独死とか、あるいは引きこもりとか、被災当時よりは全体的に多くなっているのか、数字はどうか、あるいは保健婦が日常の仮設住宅を回ったり、あるいは地域の情報を聞いた中でどうか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。回っている中では特段ふえているというふうな状況ではないんですけども、ただ、1年過ぎた中で心のケアの必要な方々、あるいはまた閉じこもりの方等、いらっしゃるということで、外出していただくような手だてであったりとか、声かけ、サポートセンターの訪問、あるいは健康相談部門で複合的に対応させていただいております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。大分私が聞いた限りでは、従来被災して仮設住宅なり、あるいは被災した人たち、また被災しないで普通に山元町に住んでいる人たちの死亡の比率を見ると、若干仮設住宅なり、あるいは被災した皆さんが亡くなっている数が少し多いという話も聞いているので、ぜひ見回りの活動なり、あるいは保健婦の活動、充実させながら被災者支援、これに結びつけていただきたいと、そういうことをお願いをしておきます。

そして、先ほどお話ししたように、どうしても被災者支援の充実に向けた施策の中で、やっぱり幅広い部分の施策があると思うんですよ。この前の5月22日の震災課からの特別委員会でのお話の中でも、被災者支援策の一つとしていろいろな支援策があると。特に町独自の支援策、これについてはこの前、孤立の住宅の支援の関係、あるいは被災した住宅の支援の関係、あるいは住宅防災の対策工事の支援の関係、あると思うんですけども、この一つ一つの施策について申し上げませんが、実際には被災者支援、これから幅の広い支援を考えたときに、やはり町独自の別な部分で、ここは促進事業で得られない部分でもどうにか知恵を絞りながら対応していくと。この前のいろいろな議論の中でもあったように、被災者は全部同じだという感覚の中で町の施策と被災者の皆さんの全体の思いと、やはり共有するような形で考えた中で町独自の被災者支援の対策、これをきちっともう少し原点に戻って構築をしていくと、それが私は必要だと思うんですよ。そういうことがあれば、被災者から理解が得られるような形、そして町民全体から理解が得られるような町独自の被災者支援策につながっていくと思うので、ぜひ補助も含めた被災者支援対策、せっかく孤立住宅の移転の支援策とか、そういう形で町独自の形でやっていただいているということもあると思うんですね。ですから、ぜひその辺、被災者住宅支援制度を町独自でやったりしているので、具体的にそういったことも含めて考えていただければなと思うんですけども、その辺、被災者支援対策の大きなくくりの中で町長からお伺いできればなと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。被災者支援対策のさらなる充実ということでございますが、私どもとしても、できるだけきのう来からのいろんな議論の中でもご提案、ご指摘いただいているような形でよりよい形の支援策の充実強化に努めていきたいとは思っているところでございます。いかんせん、きのう、きょうの議論のとおり、さまざまな面でのご心配、ご提案なりいただくわけでございますが、限られた時間で限られた体制の中でなかなか

要望におこたえできる限度がございますので、そこは我々としてもしっかりと優先順位をつけながら、そしてまたさらなるマンパワーの確保に努力しながら、少しでも町民の皆様様の意向、議会の皆様様の意向に沿った対応ができるように引き続きの努力をしてみたいというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい。具体的には町長は、今回の議論の中で随分財政的な部分とマンパワーの部分、お話を出しておられましたけれども、ぜひこの被災者支援策、これについては国と県の支援金、8億円の中で具体的に集団移転の関係で人数が少なくなった部分、その辺は金額的に浮いてくると思うんで、ぜひ町長の考え方の中で有効にそういった部分を使えるように対応していただきたいと思うんですけども、その辺についてご理解をしていただければと思うんですけども。

町長（齋藤俊夫君）はい。県の方を通じてちょうだいしている8億円余の復興基金、これは大変使い勝手のいい部分でもございますので、これを中心にして施策の充実というふうなことに引き続き意を用いてまいりたいと思いますし、そのほかにも寄附金等の活用などもあろうかと思っておりますので、いずれ内外からの温かいご支援、これを無駄にしないような形で町内の被災者支援に当たってまいりたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。それでは、2項目の震災復興計画、これに移りたいと思います。2項目の1の防潮堤の普及事業、これについて27年度を目標にして進捗しているということですけども、ことしの49パーセント、58.3パーセントから見ると、4年後の改正というのではちょっと遅いような気もするんですが、その辺の進捗についてどうなのかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。これは先ほどご紹介しましたように、国の直轄事業という形でお進めをいただいているところがございますが、それぞれの機関で目標年次を設定してそれに向けて対応していただいておりますが、私どもとしては、とにかく資材なり、個人対応できるマンパワーなり、いろんな不都合がそれぞれの機関、お持ちでございますけれども、とにかく我が町のいち早い復旧・復興に向けてぜひ目標年次を達成していただけるようにいろいろな機会を通じて確認なり、要請をしてみたいというふうに思います。

もう少し具体の面につきましては担当課のまちづくり整備課長の方から補足をさせていただきます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいまの堤防工事に関しまして説明でございますが、海岸事業といたしまして、直轄でただいまご説明ありました国土交通省、農林水産省、それぞれ発注いたしており、現在、全体の施工延長に対しまして発注延長で進捗率をご報告させていただいております。

なお、津波によりまして背後の堤防等が崩壊し、背後の土地が大きくえぐられているような地形等もございますので、そういった部分に対しまして施工がさらに加わっていきます。国の方からは27年度をおおむね目標としておりますが、それをさらに前倒ししていただけるよう今後とも連携をとりまして進めていきたいと思っております。

10番（岩佐 隆君）はい。ぜひ町長には国の方に前倒しをしていただくように常に要請をしていただくと、そういうことをお願いをしておきます。

2番目の津波の多重防除機能の関係ですけども、これについて県道の相馬亘理線、これが2回の交付金において対象になったということですけども、これについて買取

の幅とか、そういった部分でどうなのか、具体的にお伺いします。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。県道相馬互理線につきましては、2線堤の機能をあわせ持つということで県の方で復興交付金の方に計上したところでございます。まだ、現在のところ、県の方でも現地の方に立ち入り測量というのが入ってございません。JRの方と同じようにまずもって現地の方に測量なりの説明会をさせていただいた上で現地の方に入ってセンター測量をした上で、構造等も含めまして検討した上で用地の幅くい等を現地の方に落すというような作業工程になっていくというふうに思われます。早ければ年内、遅くならないうちに説明会の方も開催するというお話も伺っておりますので、その辺、県の方とも再度調整させていただきながら現地の方に入るような段取りで進めていきたいというふうに思っております。

10番（岩佐 隆君）はい。多分今までの計画高だと、大分高くなるということは幅も広くなるということで、そういうことで、今課長おっしゃったように、早目に地権者の皆さんにある程度、測量の立ち入りを含めたこれから住民の皆さんの理解を得るための努力、それをしていくと。それが2線堤の機能につながるような県道の高さになると思うんで、十分その辺配慮して、あとほかに3線堤の部分で、また議会ではぜひ3線堤の機能を持つような形で優先に事業として考えてくれという話もした中で特別委員会での議論になっているんですけども、ただ、まだきょうの答弁を見ると、なかなか復興交付金の要望をしていく予定ですからまだまだほど遠いかなと。実際にこれから東西線の関係とか考えると、まだまだほど遠いと。8年間でできるのということでもちょっと今、答弁書を見て思ったんですけども、その辺についてはどうなのか。具体的に8年間の中で対応できるような体制を組めるのかどうか、お伺いしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。多重防御の整備につきましては、理想は同時並行的にというのが理想的でございますけれども、いろいろ復興庁との兼ね合いもございまして、我々としてもできるだけスムーズな形でこの事業をお認めいただけるような、いろいろ工夫をしながらやっているところでございますので、この辺はこれからの3回目、4回目、いろいろ交付金の申請を重ねる中で順次対応して効果的な形で採択していただけるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、必ずしもすべての事業が同時並行的に推進できるわけでもございませんので、その辺の前後関係をいろいろ勘案しながら作戦を立てながらいろいろやりとりもしなくちゃいけない部分でございますので、その辺、ご理解いただきながらこの事業推進にまたいろいろと力をかしていただければありがたいなというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。私も一回に全部やれと、そんなことは申し上げるつもりもないんで、ただこの部分については、本当に安全・安心のまちづくりの中で多重防除というのは一番大事な部分だと思うんですよね。そういうことでお話ししているんで、段階的にやる必要性もあると思うんですけれども、きちんと交付金の要望をしていく予定でなく、形にして要望するという形と、あと東西線のやつ、セットで要望の中に入れ込む。そして、早く交付金をいただくような形で考えていくと。それでないと、今まで町長答弁の中で、交付金そのものがだんだん復興庁の関係で財政的に逼迫してきて、本当に全体の事業が財政的にいただけるのかどうか、やはり年度を追えば追うほど厳しくなってくると思うんですよ。その辺も考えながら、やはり重要な部分の多重防御の関係の事業を前倒してやるということで考えていただきながら進めていってほしいと、そういう思いをするわ

けです。ぜひその辺については早い対応をお願いします。

それと、ちょっと時間ないので飛ばします。7番目の情報伝達システムの再構築、これについては、実際にこの前の特別委員会を出していただいたので、災害に強く安全・安心なまちづくり、これの中で具体的に情報伝達システムの再構築ということで事業をすると、そういう形であります。そうしますと、大分情報伝達、3月11日のときに大分苦心した、苦悩した、あるいは町民に情報が伝わらなかったと。そういう部分での対応の遅れも目立ったということでもありますので、大分言われたと思うんですけども、その中でりんごラジオの関係で、住民への多彩な情報伝達とか、あるいは職員、消防団の情報の発信の中でりんごラジオの情報発信というのがあるんですけども、これは私も具体的に確認したわけでもないんですけども、非常に3分の1のエリアが山元町、りんごラジオも聞こえないエリアがあると。それに対する対応、これからどういうふうに考えていくのか。

総務課長（島田忠哉君）はい。りんごラジオの難聴対策の関係につきましては、状況を調査しながら対応させていただきたいと考える次第でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。ぜひせつかくの情報伝達システム、これを構築した中で使い方というものもありますし、やはり機能を十分に把握しながら対応していくと。それが大事だと思うんですけども。機械だけそろえても使い方がわからない、あるいは使うべき部分がどういところなのか、あるいは使っても聞こえないと、そういうことではお金かけてやった意味が薄くなると、そういうことではございますので、ぜひシステムを構築したらその実際に効果なり実証、これを十分に考えながら構築して後の運用についてぜひ対応するようにお願いをしたいと、そういうことではございます。

それで、あと復興計画の2点目の防災訓練の実施等、防災教育と防災意識向上に向けた取り組み、これに移りたいと思います。3月11日の震災のときに非常に対応が早かったと。それで、これは山元町の総務課で出しているのを見ると、14時46分地震発生、14時47分に災害本部を設置して2号配備と、これで間違いはないのかどうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。この町の方でまとめております被害状況の資料、広報どおり、ご指摘、確認というふうに思いますけれども、対応として地震発生後、この部分については一定の地震なりについては自動配備という部分がございますので、——に立ち上げましょうということでの動きでございました。

10番（岩佐 隆君）はい。自動配備で設置をしたということなんですかね。2号配備だと町長が本部長で町長が指示して体制をつくると、そういうことが防災計画の中にきちっとあってあるんですけども。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ちょっと説明不足でございました。私と総務課長なりの間での確認をしながら本部の設置というふうな形で確認をしながら当時対応してきた経緯があります。

10番（岩佐 隆君）はい。非常に早かったと。1分、14時46分に地震発生して14時47分、1分後には町長と総務課長が連絡を取り合って2号配備にしたと。2号配備というと、全体、私が言うまでもなく全職員が対応するような配備体制なので、そこまで、多分その間、いろいろな形で動いていたんで職員もなかなかそういう形の対応、でき切れなかったと思うんですけども、その辺についてはどうなのか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。当時を振り返ってみますと、かなり大きな揺れがあったわけではございますけれども、私は執務室にいて総務課長も執務室におってというふうなことで、お互

いにこの状況を共通認識する中で本部の設置、あるいは職員の身の回りの安全確保というふうなことで直ちに屋外に避難というふうな中で、屋外に本部を設置をして具体の行動に移っていったという経過でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。時間がないので済みません、焦りました。何でそういうお話をするかという。やはり大きな災害のときは初期の対応が一番大事であって、それできちとした組織の体制ができていないと、なかなかその後からの住民全体を巻き込んだ、そういった避難体制なり、誘導體制が組めない。そういうことは私が言うまでもなくわかっていると思うんですけども、それで今回、いろいろな形の考え方、あると思うんですけども、6月12日に、町長答弁でもありますように、一応防災訓練をやったということなんですけれども、防災訓練、人数はどのくらいでどういった規模でやったのか。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい。お答えいたします。今回の6.12防災につきましては、町長説明の方にもありましたように、初動、または情報伝達訓練というふうなことで避難訓練の原点に顧みて取り組んだものでございます。人数的なものとしたしましては、来庁者、職員を含め180名、消防団員各位の連携で60名、合わせまして約240名というふうな把握しております。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。訓練のやり方、いろいろあって、その中で今回、今お話ししたような内容で選んだということなんですけれども、やはり震災から時間がたって全体的な防災の考え方というの芽生えてきているし、役場でも同じですけども、2号配備で訓練というのは本当にやったことがあるのかどうか、私はちょっと疑問に感じるんですけども、そのくらい大きな震災に対しての備え、構えというのがないと思うんですよ。役場もそうだし、あるいは町民も、ぜひこれから防災訓練なんかやる中で大きな津波、あるいは災害に関しての訓練、それを全庁挙げてやるべきだと思うんですけども、その辺、町長にお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今回の教訓を踏まえれば、本当に想定を大きく構えを大きくしてというふうなふだんの備えがいかに大切なのかというふうなのを思い知らされたわけでございますので、そういうふうな方向で訓練の内容の強化なり、想定をしっかりとした中でやる必要があるというふうに思っております。

いずれにしても、まさに防災訓練、防災計画の見直し、いろいろやりたい、やらなくちゃいけないことがいっぱいございまして、今回も理想は、そういうことは言っている暇はないんでございますけれども、そういうものをやらなくちゃいけないんですけども、なかなか実際大人数の職員、防災機関を動かすということになりますと、担当課を中心にそれなりに準備、用意もしませんとなかなか訓練にならない部分もございまして、とりあえずはまず足元の訓練なり、消防団との通信なり、学校、保育所における通信というふうなことに重きを置いてやってきたと。これはさらに充実していくという方向でぜひ取り組まなくちゃならないというふうに思っているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。3番目の防災計画の関係ですけども、これは見直しをする上でぜひ自主防災組織なり、住民を巻き込んだ形のこれから体制を構築すると、そういうことを考えながら全体的な防災計画なり、防災訓練、それを全庁的な形で考えていただくようお願いしたい。

町 長（齋藤俊夫君）はい。防災なり危機管理につきましては、議員ご指摘のように、自助、共助、

公助、この三つの3助の連携、機能分担によってなし得るものでございますので、ご指摘のありましたような関係機関にも十分連携をとりながらよりよい防災計画の見直し、あるいは体制の構築に向けまして今後、取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）これで一般質問を終わります。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は6月19日午前10時開議であります。

午後6時05分 散 会